

ちゅうせい



特集

公害苦情相談アドバイザー懇談会
騒音事件に関する研究会の取組について

誌上セミナー

大気汚染について
第1回 大気汚染に関する法令・規制

法令改正等

公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の
推進等に関する法律施行規則の制定等について

ネットワーク

がんばってまーす
環境政策係、2年目を迎えて [宮城県栗原市]
公害苦情対応を通して思うこと [神奈川県茅ヶ崎市]



伊豆沼・内沼
(写真提供：宮城県栗原市)



世界谷地原生花園
(写真提供：宮城県栗原市)

Contents

2 特集 国と地方公共団体との連携 公害苦情相談アドバイザー懇談会

公害等調整委員会事務局

12 特集 騒音事件に関する研究会の取組について

公害等調整委員会事務局

22 誌上セミナー「大気汚染について」 第1回 大気汚染に関する法令・規制

環境省水・大気環境局大気環境課

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

35 公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の制定等について

公害等調整委員会事務局

38 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局



神奈川県立茅ヶ崎里山公園
(写真提供：神奈川県茅ヶ崎市)



コスモス
(写真提供：神奈川県茅ヶ崎市)

<ネットワーク>

40 がんばってまーす

環境政策係、2年目を迎えて

宮城県栗原市市民生活部環境課環境政策係長 すずき けい 鈴木 敬

公害苦情対応を通して思うこと

神奈川県茅ヶ崎市環境部環境保全課副主査 かも たくや 加茂 琢弥

44 公害等調整委員会の動き(令和5年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

51 都道府県公害審査会の動き(令和5年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 縁結びスポット「茅ヶ崎サザン C」 <関連：42 ページ>

(写真提供：神奈川県茅ヶ崎市)

サザンオールスターズの CD ジャケットにもなったサザンビーチちがさきのシンボル「茅ヶ崎サザン C」は、C の右側に人が立つと C の切れ目が繋がって円(緑)になることから縁結びスポットとしても有名です。円の中心に「えぼし岩」が顔を出した写真が撮れる、茅ヶ崎観光の定番撮影スポットです。行き方は、茅ヶ崎駅南口からサザン通りを南へ徒歩約 20 分です。

公害苦情相談アドバイザー懇談会

公害等調整委員会事務局

令和4年度は、これまで新型コロナウイルス感染症のため中止していた、国と地方自治体・地方自治体間の公害紛争処理に関する情報共有、連携強化を図るため全国6か所で開催しているブロック会議を、3年ぶりに開催しました。

今回は、令和4年度のブロック会議に参加した公害苦情相談アドバイザーの皆様にお集まりいただき、新型コロナウイルス感染症、リモートワークの普及など、社会的な環境が様々に変化する中で、都道府県、市区町村において公害紛争処理を担当する職員に向けた支援や連携を今後どのように図っていくのか、ブロック会議へのご参加の経験も踏まえてご意見を伺いました。

(令和5年2月3日開催)

○ご出席いただいた公害苦情相談アドバイザー

うえの くにお
上野 邦夫

元 板橋区資源環境部環境政策課長補佐、
現 板橋区健康生きがい部生活衛生課長補佐

きくち もりあき
菊地 守明

元 仙台市環境局環境部環境対策課長（文書でのご意見）

としみつ やすかず
利光 泰和

元 大分市環境部長、現 大分市環境部環境対策課調査官

ふじもと まさのり
藤本 正典

元 福岡市環境局環境監理部長

まつしま みつぐ
松島 貢

元 千葉市環境局環境情報センター所長、
現 公益社団法人日本騒音制御工学会事務局長

みつはし えつこ
三ツ橋 悦子

元 品川区環境課長、現 社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長

むかき こうじ
向笠 晃司

元 我孫子市環境経済部手賀沼課長補佐、現 我孫子市環境経済生活衛生課

よこしま しげのり
横島 潤紀

神奈川県環境科学センター



1. 公害等調整委員会によるブロック会議を通じた取組

【公害等調整委員会事務局（以下「事務局」という。）】 公害苦情相談アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。まずは、都道府県、市区町

村において公害紛争処理を担当する職員（以下「担当職員」という。）への支援・連携の中心的な取組であるブロック会議についてお話を伺いたいと思います。今年度のブロック会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、対面開催が3・オンライン開催が3と、ブロックごとに異なる開催方法となりました（参考1）。参加者からの評価をみると、全体としての評価は高いものの、対面開催とオンライン開催とでは、内容的に差があるようです（参考2）。この結果について、アドバイザーの皆様はどうお考えでしょうか。

【三ツ橋】 今年度参加したブロック会議はオンライン開催でしたので、難しいものがありました。オンライン開催より対面開催のほうが効果的とも思いながら、いろいろ工夫させていただきました。



【上野】 対面開催のブロック会議に参加しましたが、実際に顔を会わせての会議は、非常に有効であると感じました。やはり対面開催の意味は大きいと思います。公害苦情相談は、人と人とのつながりから解決するということもあるので、そうしたことを踏まえると、やはり参加者同士で心を通わせていくということが重要かと思います。

【利光】 対面開催とオンライン開催の両方に参加しましたが、結果としては双方には顕著な差があったと考えています。ブロック会議は、各自治体の多様な公害紛争、公害苦情の処理の円滑化を目的として、参加者にも好意的に受けとめられて

いますので、行政実務に直結した会議として効果的であると考えています。特に対面開催の会議で行われた参加者相互の意見交換は、その意義が高く評価されています。今後も対面開催の会議として、可能な範囲で軸を意見交換にシフトする、全体の日程を1日半とする、などの改善が望ましいと考えます。



【向笠】 参加者の中には、「時間が短く感じられた」という意見が見受けられました。日程を広げることが無理なのであれば、例えば、事例や意見を早い時期に通知して、講演もできる限り事前にオンライン開催して質問も受け付けておくことで、対面開催時のグループワークや質疑応答などの時間として有効に使えるのではないかと思います。様々な場所から集まる参加者の利便性にもつながると思います。また、ブロック会議に参加できない担当職員に対しても、オンライン配信などを活用して講義を配信すれば、より効果的ではないかと思いました。

【松島】 対面開催、オンライン開催の両方に参加しました。皆さんおっしゃるとおり、対面開催は、参加者の気持ちの交流を感じながら進めることができただけでなく、盛り上がり的な面についてもよかった、という感想を持ちました。今後の在り方としては、オンラインと対面の使い分けをしっかりと、伝えるだけの会議だったらオンライン開催でもよいと思います。ただ、ブロック会議のような、お互いの意見交換や、様々なやり取り・相談などがある会議は、やはり対面で

	公害紛争処理関係ブロック会議	公害苦情相談員等ブロック会議
参加者	● 都道府県	● 原則として人口 10 万人以上の市・特別区 ● 開催県内市町村 ● 都道府県、開催県内環境事務所等
開催形式	2つのブロック会議をそれぞれ開催するとともに、一部を合同で開催。	
プログラムの例	合同会議 ● 公調委からの概況説明 ● 公調委等における紛争処理事例紹介 ● 公害苦情相談アドバイザー等による講演 公害紛争処理関係ブロック会議 ● 紛争処理事例について、実際に担当した職員等から、事件の概要、処理経過、当事者双方の主張・論点等について説明後に、意見交換 ● 各都道府県や公調委からの公害紛争処理、公害苦情処理に関する質問等にかかる意見交換	公害苦情相談員等ブロック会議 ● 解決した事例や苦慮している事例について、実際に処理に当たった職員から概要を説明後に、意見交換（事例研究） ● 参加者がグループに分かれて、公害苦情の実際の事例について、原因の分析、問題点、どのような対策や指導をすべきかなどについて討論を行い、その討論結果を発表（グループ討議）
令和 4 年度開催実績	● 10 月 20 日（木） 21 日（金） 九州・沖縄ブロック（大分県・大分市） ● 10 月 27 日（木） 東海・北陸ブロック（三重県・津市：オンライン） ● 11 月 2 日（水） 近畿ブロック（滋賀県・大津市：オンライン） ● 11 月 10 日（木） 中国・四国ブロック（島根県・松江市：オンライン） ● 11 月 18 日（金） 北海道・東北ブロック（青森県・青森市） ● 11 月 24 日（木） 25 日（金） 関東・甲信越・静岡ブロック（埼玉県・さいたま市）	

参考 1 ブロック会議について

開催されたほうが、より効果が上がるのではと思います。

【事務局】 ブロック会議では、アドバイザーの皆様にご公害苦情相談の様々なご経験を踏まえ、事例を交えたご講演を担当していただきました。講演されていて、担当職員が置かれている最近の状況を、どのように感じましたでしょうか。

【藤本】 参加者の属性や講演内容によって、効果は大きく変わると思いました。例えば対象者ですが、都道府県、政令市・中核市、市区町村では、所管する法令が違うため、講義内容、紹介事例などの選択に気を使いました。参加者の専門・経験も重要だと思います。技術系職員か事務系職員か、



またベテランか新規配属職員などによって、環境関連法規の知識や苦情処理経験数が違ってくると思います。そのほか、参加者が期待するものが、公害苦情相談に対する心構えか、対人交渉の技術か、公害防止に関する技術的なものかによっても違うと思われます。

【横島】 講演内容については、具体的なテーマを設定してもよいかもしれないと思いました。今回は事例について講演しましたが、測定・評価に関する講演でもよかったと思います。その後のグループワークのやり取りを聞いておきますと、結構、測定の方法がアバウトな印象を持ちました。初任者の方でも専門の方でも、いま一度、測定はこう行っていきましょう、という話をしないと聞けなかったかなと思いました。その意味では、例えば、来年度は測定をテーマとして設定してもよいのかもしれませんが。昔は環境省の環境調査研修所で研修を行っていたのですが、新型コロナウイルス感染症の関係もあって、オンラインでは講義

は行っていますが、測定実習はできていない状況です。そういうしわ寄せもあるのかなと思っています。

【三ツ橋】 講演を行うに当たっては、担当職員がどういうことに困っているのか、どうしたらいいのか、ということにアドバイスしたいと思っています。ですので、担当職員同士の横のつながりなどによって、公害苦情相談で困らないようにしていきたいと思って講演しているので、テーマを決められると難しいのかなと思いました。

【利光】 ブロック会議の参加者は、どちらかというと公害苦情相談の経験、公害紛争処理の経験があまりない方が大半なので、そういった方々に対して、どのようなところで困っていて、何を求めておられるのかというところを、できるだけそこに寄り添った形で、考え方や処理の仕方などをお互いが意見交換して共有するというのが、ブロック会議の意義だと思っています。

【松島】 技術的な面の向上に向けた、測定の方法、ノウハウ、ポイントなどの専門的な講演については、オンラインセミナーなどの機会を活用するなど、上手に区別していけば参加者のニーズにも合って、吸収の度合いもかなり進むのではないのかなと思います。



【事務局】 ありがとうございました。ブロック会議では、参加の市区町村から、解決事例や解決困難事例を共有していただき、グループに分かれて検討、意見交換を行うグループワークを行っています。グループワークについて、本日も欠席の

菊地アドバイザーからは、「年々議論などが活発になっていると感じている。発表者の決定などが早く、すぐに議論に入っているという評価の一方で、時間に比べて議題となる事例数が多いのでは」といったご意見をいただいています。また、今回はオンライン開催となったブロックでは、グループワークが難しいことから、従前と異なった方法で事例共有などを行いました。グループワークの在り方についても、ご意見をいただければと思います。

【利光】 ブロック会議ではいくつかのプログラムがありますが、グループワークは参加者の満足度・重要度が高いというアンケート結果が多かったように思います。その一方で、非常に盛り上がったところで時間がなくなる、ある種の消化不良みたいなことも聞いております。どのくらいの時間をかけるかという議論はあろうかと思いますが、1日又は1日半といった日程が取れば、かなり充実した意見交換ができるだけでなく、グループを変えて、新たな方々との意見交換もできるのではないかと考えております。

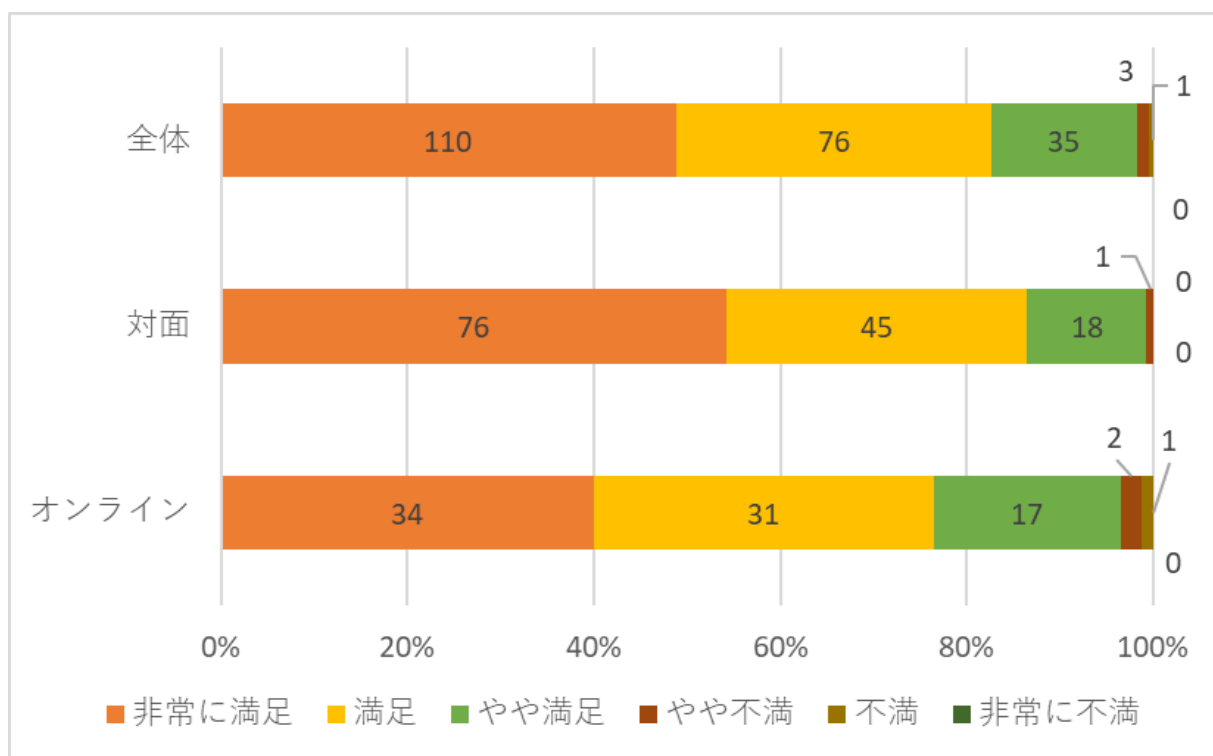
【藤本】 今回はオンライン開催の2会場に参加しましたが、グループワークではなく、事例を提供した参加者とそれに対するコメントを担当する参加者のみが意見を陳述する方法でした。他の参加者とのやり取りが少ないこともあり、事例が抱える本質的な課題まで踏み込むことができず、やや表面的な事例報告となっていた側面もあったように思います。どこの地方自治体にもありそうな普遍的な解決困難事例を事前に提示し、解決策などについて各自治体で事前に検討し持ち寄るという方法も効果的と思いました。当日グループワークを行う場合も、結論を得ることに主眼を置かなくても、参加者の本音の対応などについて意見交換することが効果的だと思います。

【松島】 私は日本騒音制御工学会の事務局長を務めています、この事務局には地方自治体からある程度の頻度で相談が来ます。測定の仕方とか、こんな苦情にどのような対応をしたらいいだろうか、という相談です。そういう状況を考えると、今の市区町村の担当職員は、どこかにそういった知見、アドバイスを必要としているのかなと感じています。そのときに一番感じますのは、担当される方のスキル、経験が以前と比べますとあまり高くないということです。このブロック会議で、少しでも知見を底上げができるような内容を組む、それから他の市区町村と交流を試みるということが必要じゃないかなと考えております。

【横島】 市区町村の担当職員の最近の傾向として、どうやったら解決できるのか、ある一つの答えだけを欲しがっているような気がします。私の所属する神奈川県環境科学センターでは、神奈川県内の市町の方を対象に初心者の方向けの測定に向けた技術的な講習会などいろいろ行ってい

ます。そこでもやはり答えを欲しがると、こうすればこういう結果が出るとう傾向がみられます。ただ、苦情対応は、結局相手が人なのでワンパターンでは解決できないという難しさがあります。

【上野】 ブロック会議に参加する方は初任者の方が結構多いという中で、それぞれの事例について議論する今までの方法でよいのかと思っています。10人いたら10通りの対応方法があったりするので、意外性というか、驚くところも多かったりします。私自身もこの会議でグループワークに参加していると、自分自身も勉強になることが結構あります。



参考2 ブロック会議の満足度について
(ブロック会議アンケート結果より)

2. 都道府県による研修会などを通じた取組

【事務局】 ありがとうございます。ここからは都道府県の取組について、ご意見を伺ってまいりたいと思います。まず、菊地アドバイザーのご意見を紹介します。「都道府県が主催する研修会には何回か参加していますが、騒音の評価、悪臭の測定など、市区町村への権限移譲の際のサポートが明確ではないと感じています」とのことでした。都道府県では、各市区町村の担当職員を対象として独自に研修会などを開催しています。最新の状況は把握できていないですが、新型コロナウイルス感染症の発生前の令和元年度で約半数の都道府県が実施していました。こうした研修会のほか、市区町村に対する指導やアドバイスなどを実施していると思いますが、最近の状況や課題などについて、どのようにお感じになっていますでしょうか。

【三ツ橋】 都道府県が主催する研修会にアドバイザーとして参加させていただくと、都道府県の方の考え方とか、市区町村への対応の仕方とか、いろいろ大変な思いをされていることもすごく分かります。また、都道府県ならではの考え方を市区町村へ知らせていくことはとても大事だと思います。

【利光】 市区町村を対象とした研修会を定例的に実施している都道府県は、半数に満たないと承知しています。アドバイザーとして、過去に参加した都道府県主催の研修会のアンケート結果からみても、公害紛争処理法の円滑な施行に資する成果が認められています。またブロック会議では、規模によって参加できない地方自治体があることなどから、都道府県主催の研修会はそれを補完するものとして、またブロック会議と車の両輪様の位置づけで、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）には積極的に開催の働きかけを

お願いしたいと考えています。

【上野】 先ほどブロック会議に参加できる市区町村が決まっているという発言がありましたが、それを補う意味でも、都道府県が主催する研修会は意味があるのかなと思っています。都道府県によってやり方はまちまちで、ブロック会議の都道府県版みたいなものもあれば、単なる講習会、座学だけの講習会で終わるところもあります。都道府県の考え方もあるかと思いますが、公調委のブロック会議みたいに大きくなく、小回りが利くような都道府県主催の研修会が必要じゃないかなと考えています。私自身はアドバイザーとして、少しでも市区町村の担当職員の役に立てればという思いで行っていますので、研修会にアドバイザーの派遣をご依頼いただくのも一つの方法かなと思います。

【藤本】 都道府県主催の研修会に参加すると、市区町村の参加者から法令についての基本的なことを聞かれたりします。市区町村の場合は、少人数で多方面の公害苦情相談を担当されていることもあり、環境基準と規制基準の違いに関する混乱も時々見受けられます。基本的な法令、例えば苦情事例が多い騒音、振動、悪臭についての講義も有効ではないかと思われれます。併せて民法など他法令との関係も参考となると思われれます。また、他の機関との連携についての情報提供、研修を行うことも効果的と思われれます。水質汚濁、大気汚染、産業廃棄物に関する苦情などは、見過ぐすと大事件に発展することも多いので、単なる通報だけでなく連携する方法を共有することが重要と考えます。また騒音振動については、測定器を所有していない地方自治体が多いようですので貸出制度があるとありがたいと思われれます。

【利光】 公害紛争処理制度そのものについての認識は、市区町村のレベルでは浸透していないの

ではないかなと感じています。かねてから制度そのものの広報は公調委で行っていますが、現場で現実にお困りになっている市区町村の担当職員からしますと、都道府県に気軽に相談ができる状況になっていない。全国的に多分共通だと思えますが、そういう傾向があるのではないかなと思います。

【松島】 公害苦情相談対応が、実質的に市区町村に委ねられているのが現状ですが、市町区村においても、定期的な配置転換によるベテランの欠如や測定機材の配備不足などで苦慮しているようです。そのような状態を少しでも改善するために、市区町村からの相談やバックアップするための窓口を都道府県に設けていただくとよいと思います。

【向笠】 都道府県によって事情は違うと思いますが、技術研修などで騒音計や振動計の扱い方、技術的なことは教えられたとしても、実際に測った後で、規制基準に対してどういう当てはめをするかというのは、その騒音・振動の評価方法の問題だと思います。そういった評価方法などは、私は千葉県環境研修センターによく相談していた覚えがあるのですが、千葉県の研究所も組織が縮小し、職員も異動してしまい、安定していない状況になりつつあります。市区町村としては、都道府県に安定的に相談できるところがあると助かると思います。



【上野】 東京では23区の研修制度が確立しています。困った事例は、区同士で連絡を取り合い

ながら、そういった技術的な助言をし合ったりしております。私の板橋区でも、騒音・振動講習会を行って、職員間のレベルアップを図るなど、まめにしております。また、東京都主催の技術研修は比較的多く行っていただいていますので、そういった面では充実しているかなという状況です。

【利光】 大分県では、県主催の研修の開催によって、県と市町村との間のハードルは随分下がっていると思います。市町村の担当職員が県に照会するケース以外にも、一定の公害関係法令の権限を所管している政令市、中核市に直接、他の市町村の担当職員からご相談いただくこともあります。ですから、そういった地方自治体間の横の連携はいろいろな形で取れるのではないかと思います。それに対して、公調委、私どもアドバイザーがどう関わっていけるかというのが、一つの課題ではないかなと思っております。

3. 公害等調整委員会と地方自治体の連携について

【事務局】 ありがとうございます。今年度のブロック会議では、都道府県の公害審査会等（以下「公害審査会」という。）に係属した事件のうち、重大事件、専門性の高い事件については公調委が引き受けているものもあること、そうした制度があることを紹介させていただきました。公調委では、こうした公害審査会など、公害紛争処理制度の機能連携について今後取り組んでいく課題としておりますが、連携の現状についてはどのようにお感じでしょうか。

【上野】 今回のブロック会議での説明は、実際に連携した事例があり、担当職員にも理解しやすかったのではないのでしょうか。今後も時間が許す限り、担当職員寄りに立って問題解決事例の紹介をしていただけることを願っております。都道府

県にもよるとは思います。市区町村への連携は比較的とれている反面、公害審査会との連携はまだハードルが高いように感じます。具体的にどのタイミングで、どのような苦情内容なら受けてくれるのか、など分からず困っている状況が見受けられます。

【利光】 ご説明については、公害紛争処理制度の全体像を理解するうえで意義があると考えます。苦情事例が多様化し、市区町村での処理の負担が増加している中で、公害審査会の活用状況に大きな変化がないことは、地方自治体ごとにみると公害審査会の活用のしやすさに差異や課題があると考えます（参考3）。制度を効果的に活用することが、市区町村への大きな支援になることから、公調委からの働きかけを行っていただき、都道府県研修会を通じた市区町村への寄り添いなどで、公害審査会担当部局には、市区町村が制度を活用する際のハードルを下げ、あるいは平易に相談に応じてもらえるなどの連携強化が必要と考えます。

【向笠】 市区町村が扱う案件というのは、規制対象外の近隣騒音などの相隣関係的な苦情処理が多いので、我々行政が強権的に間に入って、行政法上の処分、指導などはできない。そうすると、公害審査会や公調委で、という話をせざるを得ないです。しかし、公害審査会が常設機関的に機能しているところもあれば、そうでないところもある。また、公調委は非常にハードルが高く、弁護士に頼まないと申請できないとか、申請しても取り上げられるかどうか分からないと思われています。市区町村としては、相談者に対して制度を紹介していいものか分からないといった話が市区町村の担当職員から聞こえてきますし、我々自身もそう思っています。ですので、市区町村の担当職員としては、「相当と認める理由」が具体

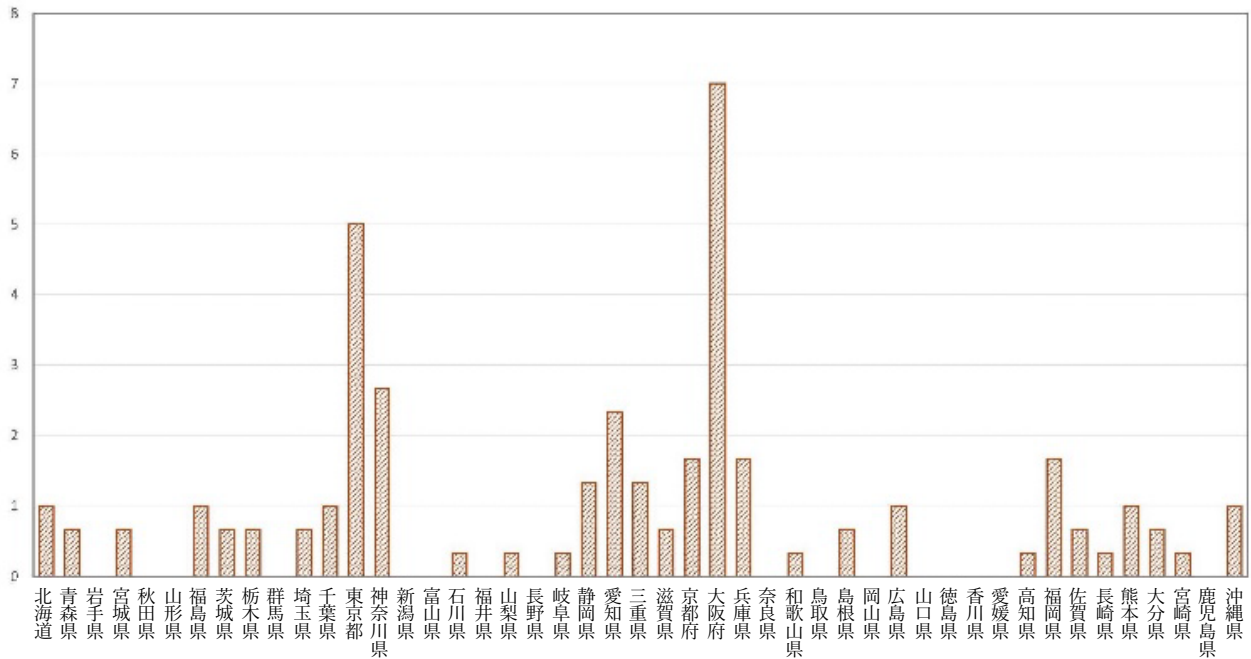
的にはどういうものなのか、相隣関係の案件についてはどういう場合に公調委で取り扱ってもらえるのか、という基準を明示していただきたいのではないかと思います。

【藤本】 公調委に係属されている調停案件をリアルタイムで把握できれば、似たような事例の対応がかなり変わるのではと思いました。個人的には公害紛争処理制度のお世話になることへのハードルが相当高く、そもそも県に上げることすら避けていたように思います。どのような事件が公調委の案件として上がっているのかを共有していただくことで、公調委や公害審査会の活用にもつながるし、解決方法の一助となるのではと思ったところです。

【横島】 騒音・振動問題に関しては、専門家がいらない都道府県も多く、市区町村に対して十分なフォローができないことが想定されます。このような場合に、公調委が仲介して、都道府県を超えた協力体制を構築することができればと思います。市区町村が、騒音・振動のこと、特に測定や評価のことを聞くというときに、誰に聞いていいのかが分からない。このアドバイザー制度だけではちょっと難しい部分があるのかなと思いますので、そういう取組も少し考えていってもいいのかなと思いました。



【松島】 この問題は今の市区町村にとっては重要な問題な感じがします。誰に聞けばいいの？というところが分からない。ただ、このテーマについては、どちらかというと環境省がもっと真剣



参考3 都道府県公害審査会等受付件数

に考えなければいけないような課題ではないかという感じがしています。測定の支援や現場でのアドバイスなどは、アドバイザーが出向くというよりも、都道府県が市区町村のアドバイスをする、サポートをするというシステムの構築をすることが大事なのかなと思います。ただ、早急といっても無理な話ですから、環境省と公調委とでご検討いただければと考えている次第です。

4. おわりに

【事務局】 予定の時間となりましたので、最後に一言ずつお話をいただければと思います。

【藤本】 一つあるのは、地方自治体間の連携です。公害苦情相談においては横の連携が非常に重要だと感じておりますので、ブロック会議などの機会を通じて連携がうまく取れるように行っていただければと思っています。

【向笠】 公害苦情相談に関しては規制対象外のほうが多いのですが、実際、公害審査会や公調委で全ての案件は処理し切れない件数になるのではと思います。このため、ブロック会議のグループワークでは、新しい社会システムとして、電機

メーカーやハウスメーカーなどの出資による近隣騒音・低周波音に特化した測定機関の設置又は指定や自賠償保険のような保険システムのようなものがあってもよいのでは、と提案させていただきました。

【三ツ橋】 社会情勢が本当に変わってきていると思いますので、これから講演の仕方とか、ブロック会議の仕方とか、今までとは違うことを工夫していかないといけないのかなというのをすごく思いました。今後どうぞよろしくお願いいたします。

【上野】 今回意見を述べさせていただきましたが、いろいろな方面から検討していただいて、今後のブロック会議をよりよくしていくためにご尽力をお願いしたいと考えております。

【横島】 アドバイザーとして1年目ということで、ブロック会議で右も左も分からなかったのですが、これでよかったのかなと思いながら出席させていただきました。今日皆様のいろいろなお話を聞いて、その辺を考えながら来年度また進めていければと思います。来年度もよろしくお願いいたします。

【松島】 アドバイザーの皆さんのいろいろな意見を聞くことができました、私自身も大変参考になりました。新型コロナウイルス感染症の発生以後、初めて対面でのブロック会議に参加させていただきました、やはり対面のすばらしさ、よさというものを痛感した次第です。来年度以降は、ぜひ多くのブロック会議を対面で開催できるよう望むとともに、これからもよろしく願います。

【利光】 本日の懇談会は、アドバイザーとしてどういった仕事ができるのか、関わりについて考えることができた、そういう原点に立ち返ることができたと思っています。よくよく考えてみま

すと、その上での立ち位置、目指すべきところは、市区町村において公害苦情相談、公害紛争処理にどう円滑に関わっていけるのかということだと思います。アドバイザーとして、どういった積極的な活動ができるのだろうかということも含めて、引き続き、公調委にはご検討をお願いしたいと思っています。

【事務局】 本日いただいたご意見につきましては、来年度のブロック会議、アドバイザー制度、地方自治体に対する支援などに活かしてまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

騒音事件に関する研究会の取組について (騒音問題の現状について)

公害等調整委員会事務局

■騒音事件に関する研究会の目的と令和4年度の概要

近年、地方自治体における公害苦情・相談の中で、騒音・低周波音・振動を原因とした苦情や相談の割合は高まっており、これと並行して公害等調整委員会（以下「公調委」という。）でも騒音・低周波音・振動を原因とした事件の申請が増加している。

これらの騒音・低周波音・振動の問題（以下「騒音問題」という。）については公調委に申請のなされた事件について知見が蓄積していることから、こういった事件への対応や地方自治体における騒音問題に係る苦情処理の動向を解析し、騒音紛争事案への対応の要点等を取りまとめることを目的として、令和4年度に公調委に「騒音問題に関する研究会」（以下「研究会」という。）を発足させ専門的な検討を行った。騒音紛争事案への対応については、今後、引き続き検討することとした。

- ・くらかた 倉片 けんじ 憲治 （座長） 早稲田大学 人間科学学術院 教授
- ・おちあい 落合 ひろあき 博明 一般財団法人 小林理学研究所 協力研究員
- ・さの 佐野 やすゆき 泰之 愛知工業大学 工学部建築学科 教授

注：本内容は、騒音問題に関する研究会における令和4年度の活動をまとめた報告書の内容を抜粋したものである。

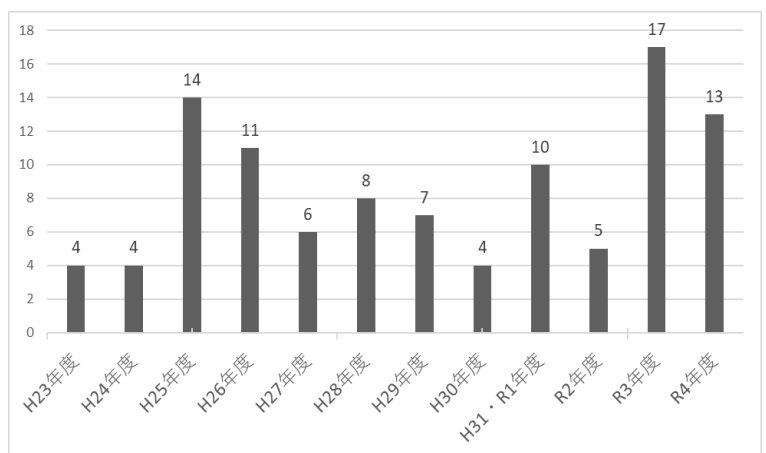
騒音事件、騒音公害苦情相談の現状と課題

1. 公調委が扱った近年の騒音事件の状況

平成23年4月から令和5年3月までの間に公調委が受け付けた騒音事件103件（デジタル化されていない22件は除いた。）を対象に、事実調査報告書、測定調査結果、専門委員意見書、裁定書・調停内容等をもとに事件の概要を分析し、近年の騒音事件の状況をみた。

12年間の年度ごとの騒音事件の受付件数は図II-1のとおりであった。

騒音事件の受付件数

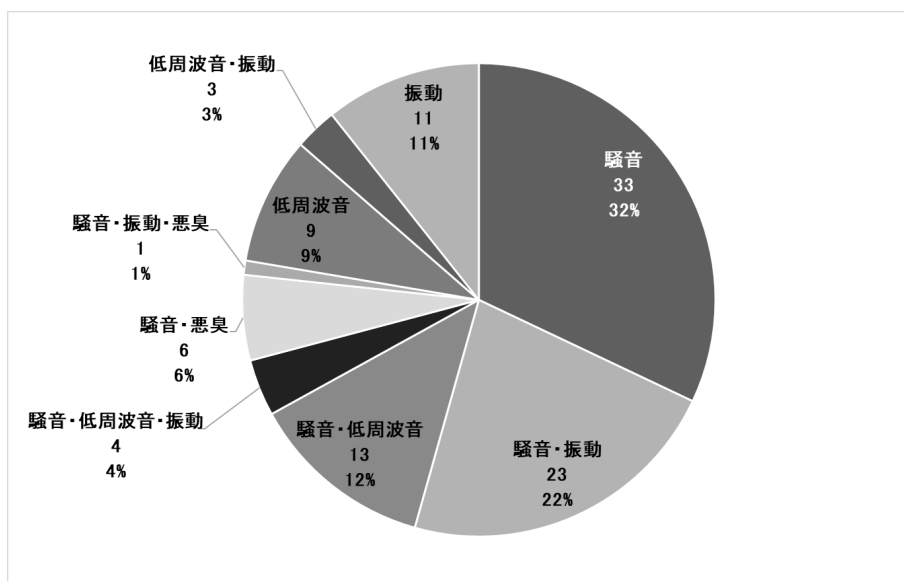


図II-1 騒音事件の受付件数

(1) 騒音事件の処理状況

対象とした騒音事件の内容は
図II-2のとおりであった。

申請理由の割合



13

28

13

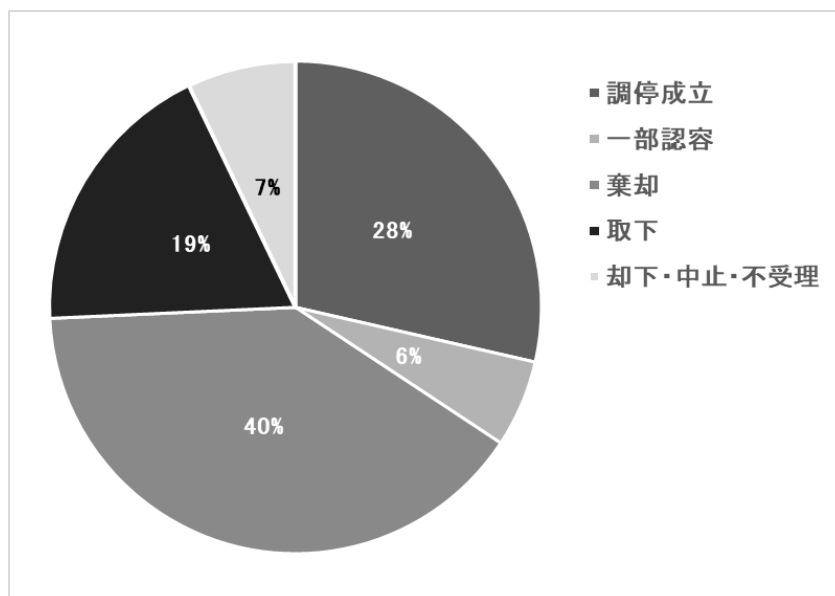
図II-2 騒音事件の内容

表II-1 騒音事件の処理状況(令和5年3月時点)

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理 中止	継続中
騒音等事件	103	20	4	28	13	5	33

結果における、一部認容、一部棄却、一部却下の1件は「認容・一部認容」及び「棄却・一部棄却」に重複計上、裁判所からの囑託事件において因果関係認めずとしたものは「棄却」に含めた。

令和5年3月時点での103件の処理状況は表II-1及び図II-3のとおりで、裁定に至った32件中一部認容は4件で、棄却が28件(87.5%)であった。



図II-3 騒音事件の処理状況(令和5年3月時点)

低周波音被害を申し出て終結した 18 件（他の被害と重複した件数を含む。）の結果は図 II-4 のとおりで、振動被害を申し出て終結した 32 件（他の被害と重複した件数を含む。）の結果は図 II-5 のとおりであった。両者を比較すると、低周波音

事件では調停成立事件の比率が高いが、取下事件の比率も高く、振動事件では裁定で棄却となった事件の比率が高いなどの点で結果の構成割合はかなり異なっていた。

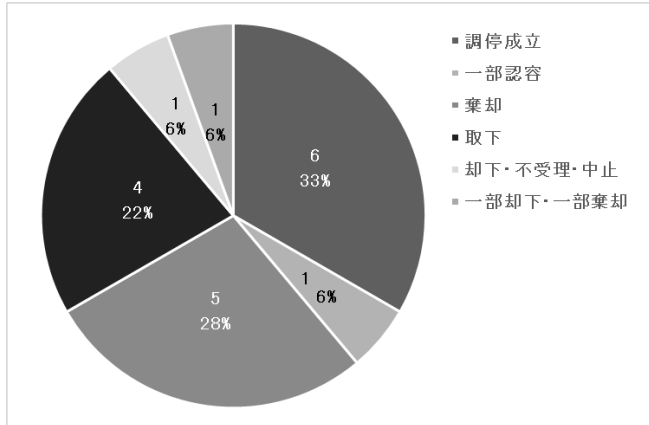


図 II-4 低周波音事件の結果

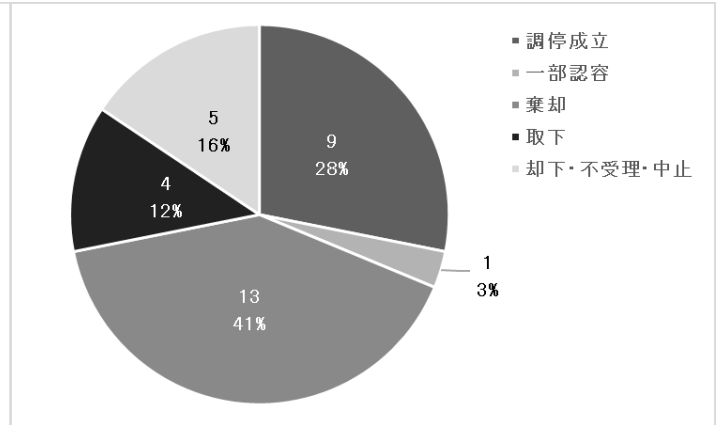


図 II-5 振動事件の結果

騒音源として、エアコン室外機、ヒートポンプ等室外給湯器、キュービクル等室外変圧器等の室外装置によるものは 26 件、建築物・土木作業地の建設・解体工事を騒音源とした事件は 16 件あった（表 II-2）。室外装置事件のうち係属中の事

件を除いた 19 件中、調停成立は 6 件（32%）、裁定で棄却は 8 件（42%）、建設・解体工事関連事件のうち係属中の事件を除いた 14 件中、調停成立は 5 件（36%）、裁定で棄却は 5 件（36%）であった。

表 II 2 騒音源別にみた結果

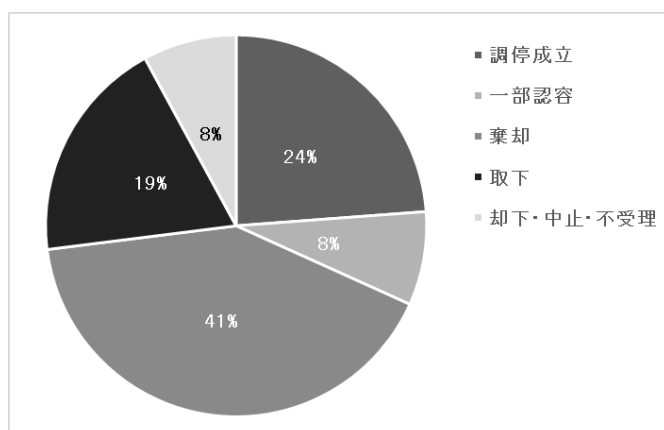
	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理・中止	係属中
室外装置関連	26	6	1	8	4		7
建設・解体工事関連	16	5		5	1	3	2

被申請人が事業者の場合と住民の場合の結果をみたものが表 II-3 並びに図 II-6 及び II-7 である。騒音源が事業用地、道路、鉄道等の場合を事業者とした。また、住民には同一マンション内居住者間事件 3 件と隣地マンションの住宅駐車場を騒音源とした 1 件を含めた。事業者が被申請

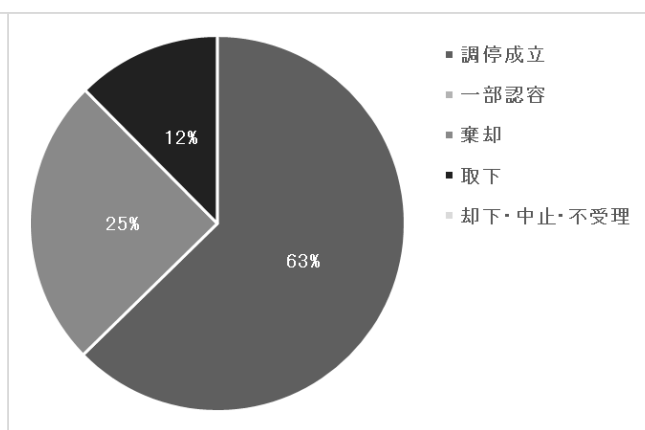
人の事件では係属中を除く 63 件中調停成立は 15 件（24%）、裁定で棄却が 26 件（41%）であったのに対して、住民が被申請人の場合は係属中を除く 8 件中調停成立が 5 件（63%）、裁定で棄却は 2 件（25%）で、事業者が被申請人の場合よりも調停が成立している比率がかなり高かった。

表Ⅱ 3 被申請人が事業者か住民か別にみた結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下	却下・不受理 中止	係属中
事業者 (事業用地、道路、鉄道)	90	15	5	26	12	5	27
住民(住宅)	14	5		2	1		6



図Ⅱ-6 事業者が被申請人の場合の結果



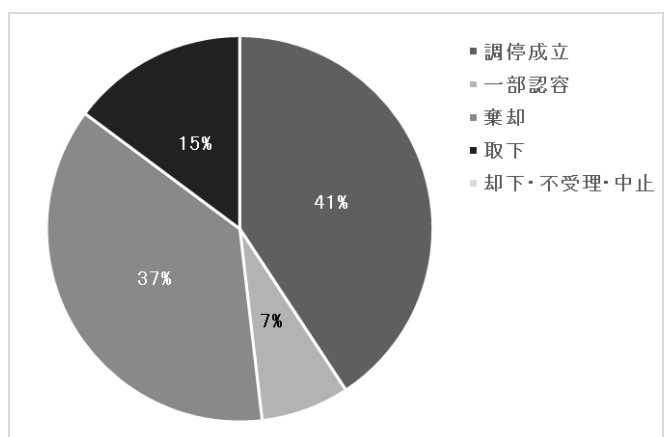
図Ⅱ-7 住民が被申請人の場合の結果

申請人に代理人弁護士がいた場合といなかった場合の結果をみたものが表Ⅱ-4 及び図Ⅱ-8、さらにそれぞれの場合に被申請人に代理人弁護

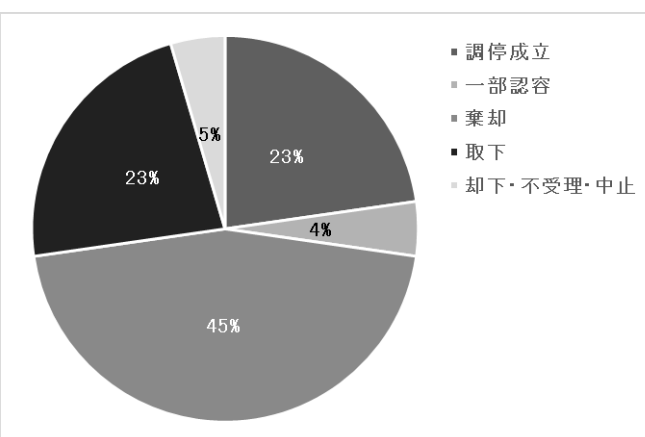
士がいた場合といなかった場合の結果をみたものが図Ⅱ-9である。申請人に代理人弁護士がいた場合に調停成立の割合が高くなっている。

表Ⅱ-4 申請人代理人弁護士の有無と終結結果

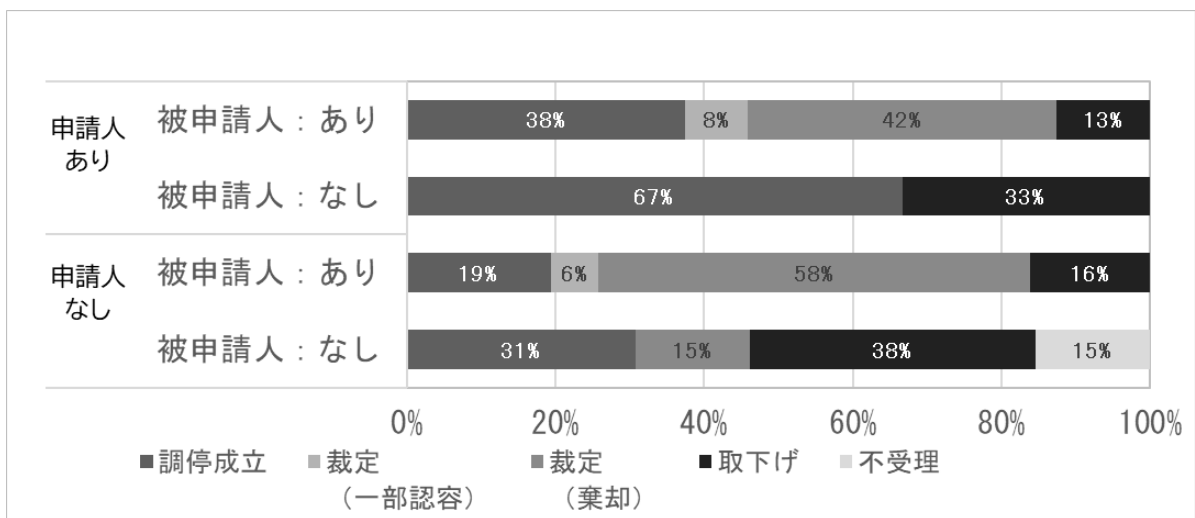
申請人代理人	結果					合計
	調停成立	一部認容	棄却	取下げ	不受理	
あり	11	2	10	4		27
なし	10	2	20	10	2	44



図Ⅱ-8(1) 申請人代理人
弁護士あり事件の終結結果



図Ⅱ-8(2) 申請人代理人
弁護士なし事件の終結結果

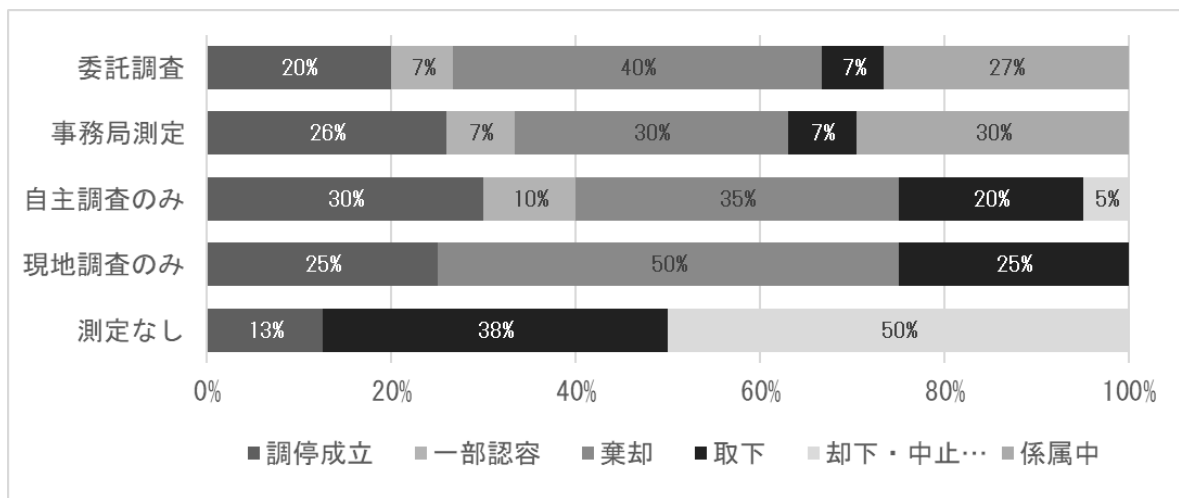


図II-9 申請人及び被申請人の代理人弁護士の有無別にみた結果

(2) 騒音事件処理における調査の実施状況

次に、騒音等の調査の実施状況をみた。
令和5年3月時点で継続中の33件を除いた70件中、公調委として現地調査や測定が行われたの

は54件(77%)であった。実施した調査や測定別に結果をみたものが図II-10である。



注:「自主調査のみ」には事務局が現地調査を実施したものを含むとともに自治体からの機器貸与、自治体による測定を含む。職権調査である「事務局測定」「委託測定」には現地調査・自主調査も実施されている事件を含む。

図II-10 実施調査別にみた結果

申請人又は被申請人が測定データ(地方自治体
が実施したものを含む。)を提出した(「自主測定」
という。)事件は70件中49件(70%)にのぼっ
た。このうち、終結した事件中、自主測定データ

のみで終結したのは8件(11%)であった。これ
を結果別にみると、件数は少ないが、取下げは3
件と割合が高かった。

表Ⅱ 5 結果と環境基準判定結果

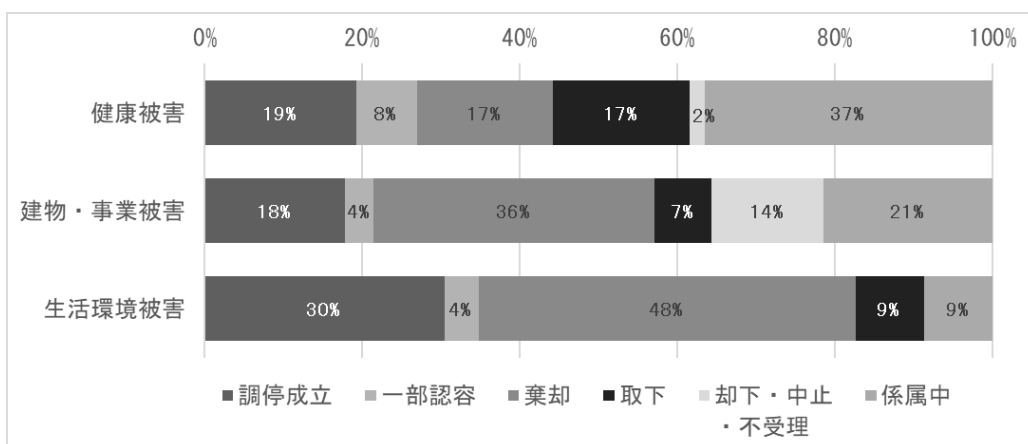
測定データを環境基準に照らした結果と終結の結果を表Ⅱ-5に示す。測定結果が環境基準以下の場合には裁定で棄却となる場合が多いが、調停が成立しているケースもある。

	取り下げ	裁定 (一部認容)	裁定 (棄却)	調停成立	計
基準超				3	3
一時期未達成		1			1
基準以下	3	1	14	4	22
その他			1	2	3
計	3	2	15	9	29

表Ⅱ-6 被害類型別にみた結果

	件数	調停成立	一部認容	棄却	取下げ	却下・不受理・中止	係属中
健康被害	52	10	4	9	9	1	19
建物・事業被害	28	5	1	10	2	4	6
生活環境被害	23	7	1	11	2		2

訴えた被害類型別に結果を表Ⅱ-6及び図Ⅱ-12に示す。「健康被害」が最も多く、次に「建物・事業被害」、「生活環境被害」の順であった。



図Ⅱ-12 被害類型別にみた結果

(3) 地方自治体の対応との関係

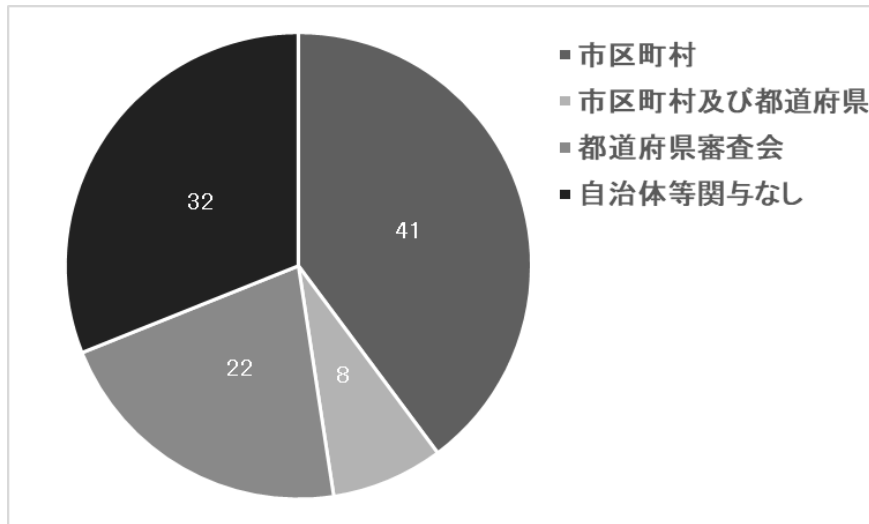
地方自治体の関与の状況を以下に示す(図Ⅱ-13、表Ⅱ-7、図Ⅱ-14)。

地方自治体の関与した件数は71件であるのに対して、地方自治体が関与していない事件は32件であった(図Ⅱ-13)。地方自治体が関与しなかった事件には、直接裁定を申請した事件、地方自

治体で受付されなかった事件、裁判所からの事件などがある。

地方自治体としての関与の内容は表Ⅱ-7のとおりであった。

地方自治体の関与があった事件の公調委における終結の結果は図Ⅱ-14のとおりであった。

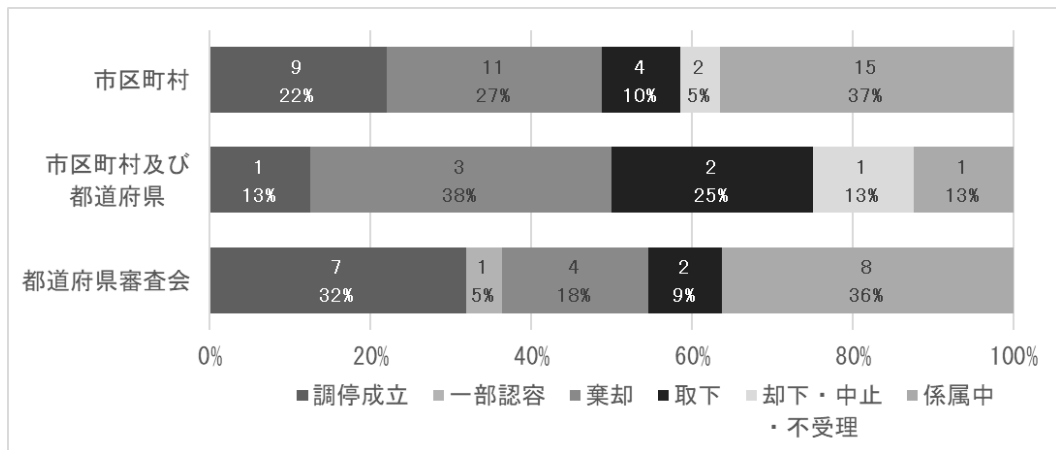


図Ⅱ-13 地方自治体の関与の状況

表Ⅱ-7 地方自治体及び都道府県審査会の関与

関与結果	市区町村	市区町村及び都道府県	都道府県審査会	計
指示不履行	1			1
打ち切り	4		16	20
相談のみ	14	5		19
測定	18	1	1	20
機器貸与	2	1		3
その他	2		4	6
不明		1	1	2
計	41	8	22	71

※市区町村・都道府県審査会の関与分は重複計上、関与なしは32件



図Ⅱ-14 地方自治体の関与のあった事件における結果の構成割合

(4) ヒアリング：神奈川県環境科学センターの横島潤紀氏 (略)

(5) 公害苦情相談アドバイザーへのアンケート (略)

(6) 市区町村・都道府県における公害苦情処理の動向

① 地方自治体の相談受付の状況

公調委が実施している公害苦情調査では、毎年度の地方自治体の相談対応状況をみる事ができる。この調査によると、苦情受付件数は平成30年度が66,803件だったのに対し、令和元年度70,458件、令和2年度81,557件と増加した。令和2年度は、全体が対前年度比15.8%であったのに対して、騒音事件は28.1%、振動事件は24.7%の増加と、全体に比べて騒音振動事件が増加して

いる。令和3年度に公害苦情調査に併せて実施した地方自治体アンケートによると、在宅時間の増加を理由として苦情（昼間に新たに気付いた騒音・振動・低周波音など）が大幅に増加したとの回答が多かった。

以下、公害苦情調査から騒音問題に関するデータを抜粋紹介する。

表Ⅱ-8 騒音・振動・低周波音苦情受付件数

	騒音	低周波音	振動	合計
平成23年度	15,673	189	1,902	17,764
平成28年度	15,782	234	1,866	17,882
令和3年度	18,461	294	2,301	21,056

※騒音の件数は、低周波音を除いた実数

表Ⅱ 9 受付件数と処理内容の年次比較

	受付件数		処理件数					
	新規受付	前年度からの繰越	合計	直接処理	他へ移送 (警察、国等の機関)	他へ移送の割合 (%)	翌年度へ繰越 (未処理)	その他
平成23年度	80,051	5,338	85,389	72,333	1,835	2.1%	5,872	5,349
平成28年度	70,047	4,352	74,399	63,253	1,448	1.9%	4,812	4,886
令和3年度	73,739	5,632	79,371	66,341	2,657	3.3%	5,295	5,078

② 地方自治体における公害苦情担当職員の状況

対応する現場の苦情処理担当者は兼務が多く、減員の傾向もあり（図 II-15 参照）、さらに、一般的に行政機関における職員は概ね 2 年～数年で異動するため、経験を蓄積することが難しい（図

II-10 参照）。こうしたことが、前述した公害苦情相談アドバイザーへのアンケートでも示された現場の声の原因の一つとみることができる。

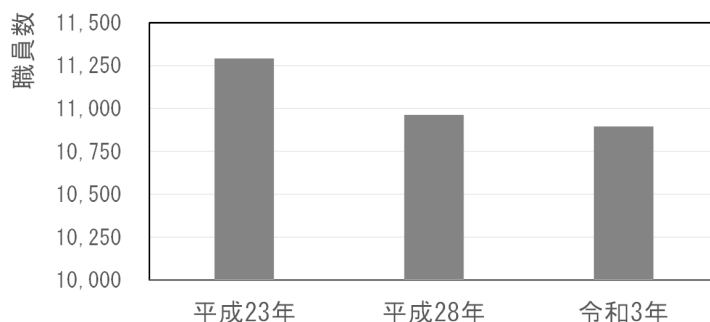


図 II-15 公害苦情担当職員数の年次比較

表 II-10 公害苦情担当職員の業務経験年数

平成28年度市町村職員（第41回公害苦情相談員等ブロック会議参加者）

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上10年未満	10年以上	計
人数	70	74	60	9	213
構成比	32.9%	34.7%	28.2%	4.2%	100%

令和4年度都道府県職員（第53回公害紛争処理関係ブロック会議参加者）

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	計
人数	27	11	3	4	2	47
構成比	57.4%	23.4%	6.4%	8.5%	4.3%	100%
			14.9%			

令和4年度市町村職員（第47回公害苦情相談員等ブロック会議参加者）

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	計
人数	67	55	33	16	8	179
構成比	37.4%	30.7%	18.4%	8.9%	4.5%	100%
			27.4%			

※平成28年度都道府県職員について調査は未実施

(7) 市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方

地方自治体の公害苦情相談対応は地方自治体によって大きく異なる。

いくつかの地方自治体ホームページから公害苦情処理に関する広報部分の情報を収集してみると、町村レベルではホームページもないところが多く、市レベルでも全く掲載がない、又は簡略な記載にとどまっている市もある一方、都道府県審査会と同等かそれ以上の機能をそなえ、広報も十分行っているところもあった。

公調委ではこれまでも地方自治体における公害苦情処理が円滑に進むよう広報・情報提供に努めてきたが、さらに改善拡張する必要がある。本研究会での3回にわたる意見交換から、市区町村、都道府県、公調委の役割分担と支援のあり方に関する発言要旨等を以下のとおり課題ごとにまとめた。

① 技術的な情報の提供

- ・ 機器の使い方、測定のポイント、測定実施判断等に関する研修
- ・ 市区町村への都道府県の支援の優良事例（低周波音の測定の実施、測定器の貸出し等）の紹介
- ・ 広域自治体と基礎自治体間、及び市区町村相互の測定器の相互貸借や機器使用情報共有の促進
- ・ 複雑な測定や計算を行うことなく騒音発生機器の規模、設置位置等から苦情発生場所の騒音レベルを推測する方法等に関する情報の提供

② 紛争解決手法に関する情報の提供

- ・ 調停に向けた調整手法の研修
- ・ 調停条項の例示
- ・ 地方自治体での調停成立等による紛争解決事例の紹介

③ 横断的な連携、情報交換の促進

- ・ ブロック会議の活用

④ 個別事件における公調委と地方自治体との協働の促進

- ・ 都道府県審査会を経由した事件については、審査会へのフィードバックや関係地方自治体によるフォローアップに資するよう、審査会や関係地方自治体に対し、事件の最終結果の通知のほか、それが調停成立である場合には、調停条項の内容等に関する情報提供をすべきではないか。
- ・ 都道府県審査会で不調となった調停事件のうち、公調委による解決に相応しい事件については、都道府県審査会における測定そのほか手続の成果を活かしつつ公調委への申立てにつなぐような仕組みも検討すべきではないか。

注：図中の構成比の数値は、四捨五入しているため、個々の値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

■おわりに

今後、騒音事件に関する研究会の結果をまとめた報告概要を掲載予定です。また、公害等調整委員会ホームページにおいても掲載をする予定です。ぜひ併せてご覧ください。

大気汚染について

第1回 大気汚染に関する法令・規制

環境省水・大気環境局大気環境課

■本セミナーの趣旨

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載します。大気汚染に関する苦情相談は、典型7公害の中では騒音に次いで数多く寄せられており、令和3年度の公害苦情調査結果報告書によると典型7公害の公害苦情受付件数(51,395件)の28%(14,384件)を占めています。また、主な発生原因別に見ると、「焼却(野焼き)」に関する苦情相談が最も多く、全体(典型7公害以外の苦情相談を含む73,739件)の17.5%(12,877件)を占めています。

本セミナーでは、地方公共団体の公害関連部局において新たに担当される職員の方に向けて、大気汚染問題に関する実務を行う上で参考となる知識や苦情相談の対応事例を解説していきます。

第1回は、「大気汚染に関する法令、規制」と題し、大気汚染防止法に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策について解説します。また、コラムでは、野焼き¹について指導をする際に参考となる焼却禁止に関する通知について紹介します。是非、御活用ください。

1. はじめに

昭和43年の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。)制定以来、環境省(環境庁)では人の健康の保護の観点から設定された環境基準の達成・維持を目標に、工場・事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源からの排出ガス規制、燃料対策を実施し、その後、有害大気汚染物質対策、石綿飛散防止対策等と順次対象を拡大することで、対策を推進してきました(図1)。その結果、令和3年度には、環境基準の達成率は、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状

物質(SPM)、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)及び有害大気汚染物質についてはほぼ100%となり、微小粒子状物質(PM_{2.5})についても環境基準設定以来初めて100%となりました。

一方で、光化学オキシダント(Ox)の環境基準達成率については、昭和48年度の設定以来、ほぼ0%と依然として極めて低い状況が続いています²。また、公害等調整委員会によると令和3年度は「大気汚染」に関する苦情が14,384件受けされており、典型7公害のうち「騒音」に次いで2番目に多い結果となっています³。

¹ 大気汚染防止法は工場や事業場を規制対象としており、野焼きについては規制の対象外です。野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)にて規制されています。

² 令和3年度 大気汚染状況について(環境省) https://www.env.go.jp/press/press_01411.html

³ 令和3年度公害苦情調査(公害等調整委員会)

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r3_index.html

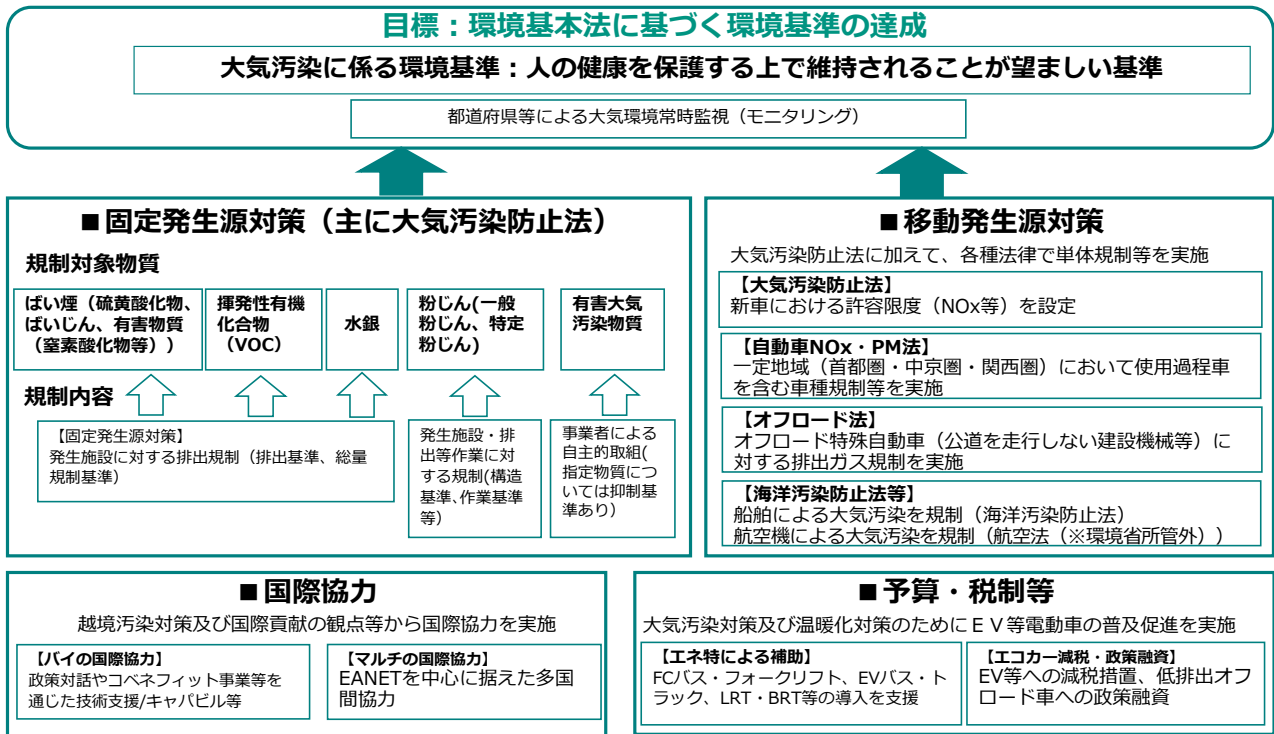


図1 大気環境施策の体系図

そこで、本稿ではまず環境基準について概要を述べた上で、固定発生源への対策について詳述します。また、最後に移動発生源についても簡単に触れたいと思います。

2. 環境基準及び大気環境モニタリング

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項において、政府は大気汚染等について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を定めることと規定されており、この基準を環境基準と言います。また、同条第4項において、政府は環境基準が確保されるよう施策を講ずることとされています。このように、環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、公害防止施策を推進する上での行政上の努力目標として位置付けられています（図2）。

例として、後述するばい煙の一つであるSO₂を

用いて説明します。SO₂の環境基準は、告示において「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」と定められています。この値を達成すべく、大防法において工場や事業場で発生する排出ガスについて、排出口（煙突）からの硫黄酸化物（SO_x）の排出量を規制しています。

環境基準の達成状況を含め、大気環境の状況については地方公共団体等がモニタリング（常時監視）を実施しています。モニタリングの結果は地方公共団体や国において取りまとめているほか、大気汚染常時監視測定局で測定した速報値については「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめくん）」⁴において公表しています（図3）。

⁴ 環境省大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめくん） <https://soramame.env.go.jp/>

環境基準と個別規制の構造

■環境基準（環境基本法）

大気の汚染等に関する環境基準を定め、基準が確保されるよう、政府が公害防止施策を講ずることを規定。



- 環境基本法（平成5年法律第91号）
- 第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- 2 （略）
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

■事業者等への規制（大気汚染防止法等）

環境基準を達成するため、事業者等による汚染源の排出を規制。

例：大気中の二酸化硫黄（SO₂）

■環境基準（環境省告示）

- 二酸化硫黄の環境基準
- 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。



■事業者等への規制（大気汚染防止法）

- 発生源…工場・事業場で発生するばい煙
- 排出基準
- 各事業所の排出口（煙突）からのSOxの排出量（m³毎時）を規制。地域・排出口の高さなどにより規制値を設定。集積地域には総量規制も適用。

図2 環境基準と大気汚染防止法の関係



図3 大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめくん）ホームページ

3. 固定発生源対策

大防法では、工場や事業場を対象にばい煙等の排出規制等を行っています。ここでは、物質ごとの規制体系内容について説明します。

(1) ばい煙

「ばい煙」とは、物の燃焼等に伴い発生する SO_x、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物（NO_x））をいいます。

大防法では、施設を 33 種類に分類して、能力等が一定規模以上の施設を「ばい煙発生施設」と

して定めており、ばい煙発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者は、事前に都道府県知事等に届け出なければならないとされています。

都道府県知事等は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができるとされています。

令和 3 年度末現在、ばい煙発生施設の届出施設数は 216,304 施設であり、そのうち約 6 割がボイラーです⁵（表 1、2）。

表 1 大防法に基づく規制対象の届出施設数（令和 3 年度末現在）

施設名	届出施設数
ばい煙発生施設	216,304
揮発性有機化合物排出施設	3,393
一般粉じん発生施設	71,225
水銀排出施設	4,505

表 2 施設種類別のばい煙発生施設数及び割合（令和 3 年度末現在）

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	130,166	60.2
ディーゼル機関	42,564	19.7
ガスタービン	11,054	5.1
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,312	3.4
乾燥炉	6,510	3.0
廃棄物焼却炉	4,405	2.0
金属溶解炉	3,695	1.7
ガス機関	2,990	1.4
その他	7,608	3.5
合計	216,304	100

⁵ 令和 4 年度大気汚染防止法施行状況調査（令和 3 年度実績）（環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000127446.pdf>

ばい煙の排出基準については、汚染度合に応じて以下の基準が定められています（図4）。

- ・一般排出基準：ばい煙発生施設ごとに国が定める基準
- ・特別排出基準：大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用されるより厳しい基準（SO_x、ばいじん）
- ・上乘せ排出基準：一般排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準（ばいじん、有害物質）
- ・総量規制基準：上記に挙げる施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域において、大規模工場に適用される工場ごとの基準（SO_x、NO_x）

大防法では、ばい煙排出者に対し、排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止し、故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科すこととされています。都道府県知事等は、排出基準違反のばい

煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、当該ばい煙の排出者に対し、ばい煙の処理方法等の改善やばい煙発生施設の一時使用停止を命令することができるとされています。

また、ばい煙排出者は、施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならないとされており、都道府県等の職員は、ばい煙排出者が排出基準を遵守しているか確認するため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めるとされています。

なお、故障、破損その他の事故が起こり、ばい煙等が多量に排出されたとき、排出者は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに事故の状況を都道府県知事等に通報しなければならないとされており、都道府県知事等は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置をとるようを命ずることができるとされています。

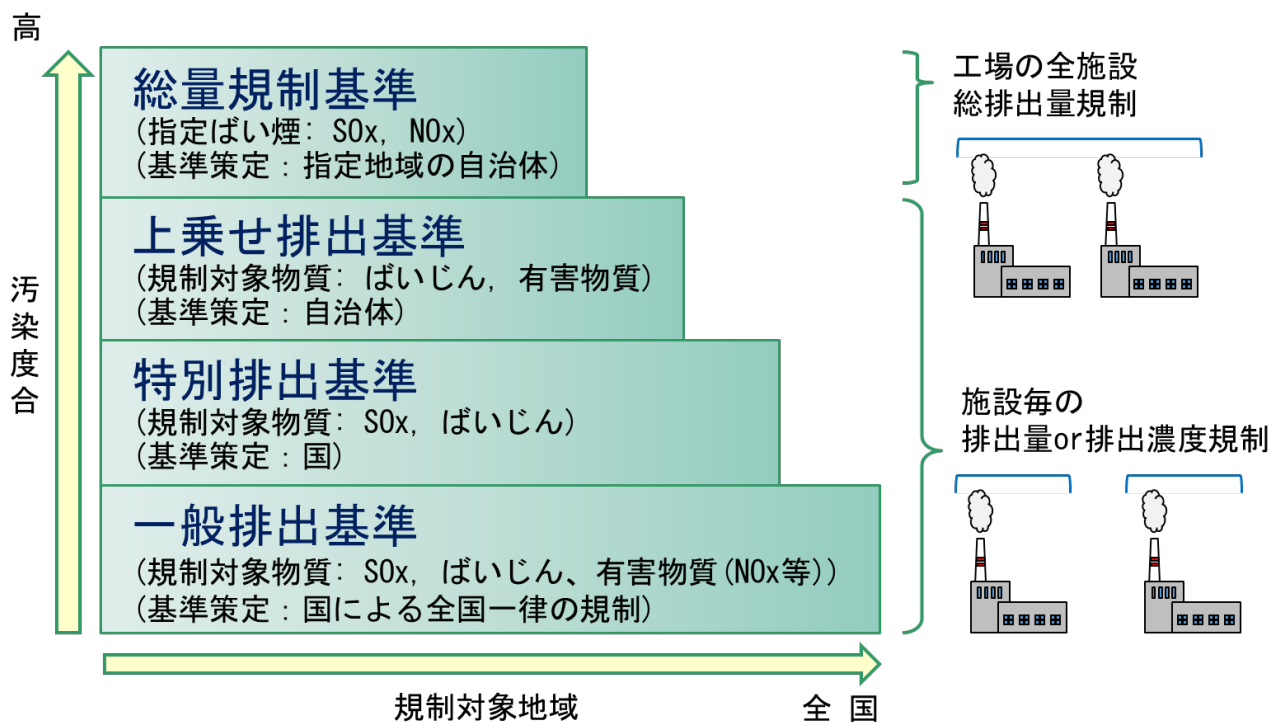


図4 ばい煙の排出規制体系

(2) 一般粉じん

「粉じん」とは、物の破碎やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいいます。このうち、大防法では、人の健康に被害を生ずるおそれのある物質を「特定粉じん」(石綿を指定)、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

大防法では、施設を5種類に分類して、能力等が一定規模以上の施設を「一般粉じん発生施設」として定められており、一般粉じん発生施設を設置又は構造等の変更をしようとする者は、事前に都道府県知事等に届け出なければならないとされています。

令和3年度末現在、一般粉じん発生施設の届出施設数は71,225施設です⁵(表1、3)。

一般粉じん発生施設を設置している者は、破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準を遵守する義務があり、これらに違反する者に対し、都道府県知事等は、基準の適合や施設の一時使用停止を命ずることができるとされています。

表3 施設種類別の一般粉じん発生施設数及び割合(令和3年度末現在)

施設名	施設数	割合(%)
コークス炉	77	0.1
堆積場	13,177	18.5
コンベア	41,395	58.1
破碎機・摩砕機	9,917	13.9
ふるい	6,659	9.3
合計	71,225	100

(3) 特定粉じん(石綿)

石綿の飛散による大気汚染防止のため、平成元年に石綿を人の健康被害を生ずるおそれのある「特定粉じん」として大防法において位置付け、石綿使用製品の製造工場に対して、設置の届出、敷地境界基準の遵守等の規制が導入されました。

建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)に対しては、平成7年の阪神・淡路大震災により倒壊した建築物の解体等工事による石綿飛散を契機とし、平成8年に大防法が改正され、吹付け石綿(いわゆるレベル1建材)が使用された一定規模以上の建築物の解体等工事について作業実施の届出、作業基準の遵守等の規制が導入されました。

その後、平成17年の大防法施行令(昭和43年政令第329号)の改正で石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材(いわゆるレベル2建材)の規制対象への追加並びに工事の規模要件の撤廃が行われるとともに、平成18年の大防法改正では工作物の規制対象への追加が、平成25年の大防法改正では、石綿含有建材の使用状況についての解体等工事の事前の調査(以下「事前調査」という。)の義務付け、届出義務者の元請業者から発注者への変更等の飛散防止対策の強化が行われました。平成25年の大防法改正から5年が経過し、施行状況を検討したところ、事前調査における石綿含有建材の見落としや、規制対象ではなかった石綿含有成形板等(いわゆるレベル3建材)についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになり、また、国土交通省の推計によると、今後、令和10年頃をピークに石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事が増加する見込みであることから、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年に大防法等が改正され、一部を除き令和3年4月1日から施行されています。

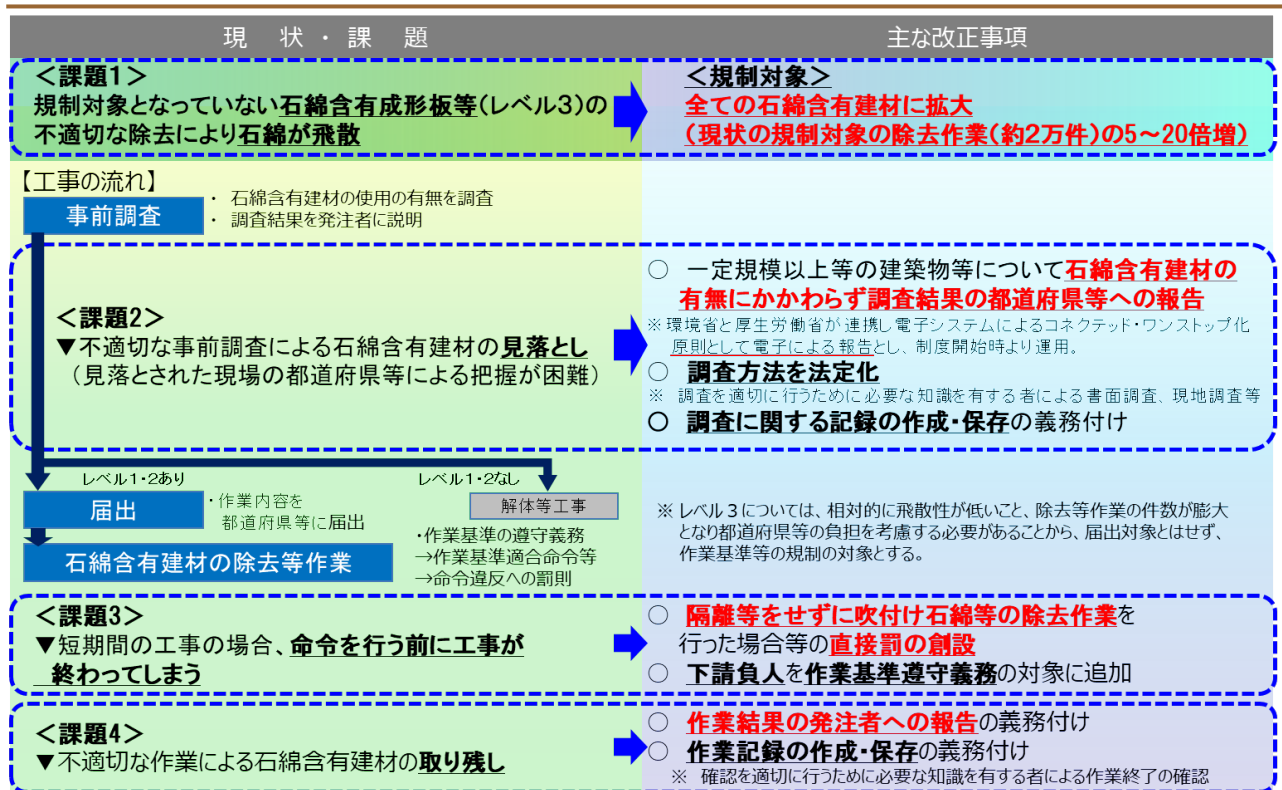


図5 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要(R2.6.5 公布)

令和2年の大防法等の改正事項は以下の4点です(図5)。

① 全ての石綿含有建材を規制対象とするための規定の整備

環境省で実態調査を行った結果、飛散防止措置をとらずに石綿含有成形板等を破碎するような不適切な事例や、作業現場近傍で石綿飛散が確認された事例が明らかになったことから、石綿含有成形板等を規制対象に追加することとしました。

② 事前調査結果の報告の義務付け等による不適切な事前調査の防止

今回の改正前の大防法(以下「旧法」という)では、事前調査の結果、事業者が石綿含有建材なしと判断した場合、作業実施の届出はされないことから、都道府県等が事前調査における石綿含有建材の見落としを把握するのは困難な状況でした。そのため、都道府県等がより幅広く解体等工事を把握し、必要に応じて適切な石綿飛散防止措置を講ずるよう指導できるよう、

一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無に関わらず、元請業者が都道府県等に事前調査の結果を報告する制度としました。また、この報告をタブレットやスマートフォンにより簡易に報告できる電子報告システムを整備し、本制度の施行のタイミングに合わせて令和4年4月から運用を開始しています。

さらに、事前調査での見落としを防ぐため、調査方法を大防法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)で規定するとともに、一定の知見を有する者による事前調査の実施を義務付けることとしました。

③ 直接罰の創設

旧法では、作業基準の違反者に対して行政命令を行い、その命令に違反した場合、罰則(間接罰)の対象となっていました。短時間の解体等工事については、命令を行う前に工事が終了し、命令及び間接罰では作業基準遵守の担保が十分でない場合があります。そのため、吹

付け石綿等の除去等の作業を行う際の飛散防止措置義務違反に対して罰則（直接罰）を設けることとしました。

④発注者への作業結果の報告の義務付け等による不適切な除去等の作業の防止

旧法では、作業後の確認に係る措置は明確には規定されておらず、また、作業終了後に石綿含有建材の取り残しがあった事例も確認されました。これを踏まえ、元請業者に対し、石綿含有建材の取り残しがないことなど作業完了を事前調査の実施者又はその現場の石綿作業主任者などの必要な知識を有する者に確認させた上で、当該確認の結果も含め、作業結果を発注者に報告することを義務付けることとしました。また、元請業者に対し、作業に関する記録の作成・保存も義務付け、都道府県等が作業結果を確認できるようにしました。

その他、今回の改正により、災害時に備え、平時からの建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の新設、立入検査対象の拡大等の措置が講じられています。

(4) VOC 対策

揮発性有機化合物（VOC（volatile organic compounds））とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、多種多様な物質が含まれます。VOCは、Ox及びPM_{2.5}の生成の原因物質の一つであるため、その排出削減により、大気汚染の改善が期待されます。

VOCについては、物質数が非常に多く、発生源の業種、業態も多様であること、また、VOCによるSPMやOxの生成に不確実性が避けられないこと等を考慮して、事業の実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される自主

的取組により効果的な排出抑制を図ること、一施設当たりのVOCの排出量が多い施設については、法規制により確実に排出抑制を進めることが適当であるという考え方に基づいて、双方を適切に組み合わせて相乗的な効果を発揮させることとしました（政策のベスト・ミックス）。

平成16年に大防法の改正が行われ、施設を9種類に分類して、能力等が一定規模以上の施設を「揮発性有機化合物排出施設」として定め、揮発性有機化合物排出施設を設置又は変更をしようとする者は、事前に都道府県知事等に届け出なければならないとされました。

また、平成22年度までに平成12年度比で固定発生源におけるVOC排出量を3割程度削減することが目標として定められています。そこで、環境省では、平成12年度及び平成17年度以降のVOCの排出量を調査し、発生源品目別等の排出量の推計を実施しています。

目標年度である平成22年度の排出量は、目標を上回る4割以上（平成12年度比）の削減がされたと推計され、また、自動車等の排ガス規制の効果とも相まってSPM及びOxについても、平成17～19年度以降は改善傾向にあり、VOC排出抑制制度等による効果が示唆されました（図6）。

このような結果を踏まえ、平成24年12月に中央環境審議会から、VOC排出抑制制度の継続が適当であり、引き続きVOC排出状況の把握を実施していくことが必要であるとする答申⁶が示され、現在もVOC排出削減制度を継続しています。

令和3年度末現在の揮発性有機化合物排出施設の届出施設数は3,393施設であり⁵、また、令和3年度のVOC排出量は567,488トンで、削減率（平成12年度比）は60%となっています（表1、図6）。

⁶ 今後の揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策の在り方について（答申）（中央環境審議会）

<https://www.env.go.jp/content/000068378.pdf>

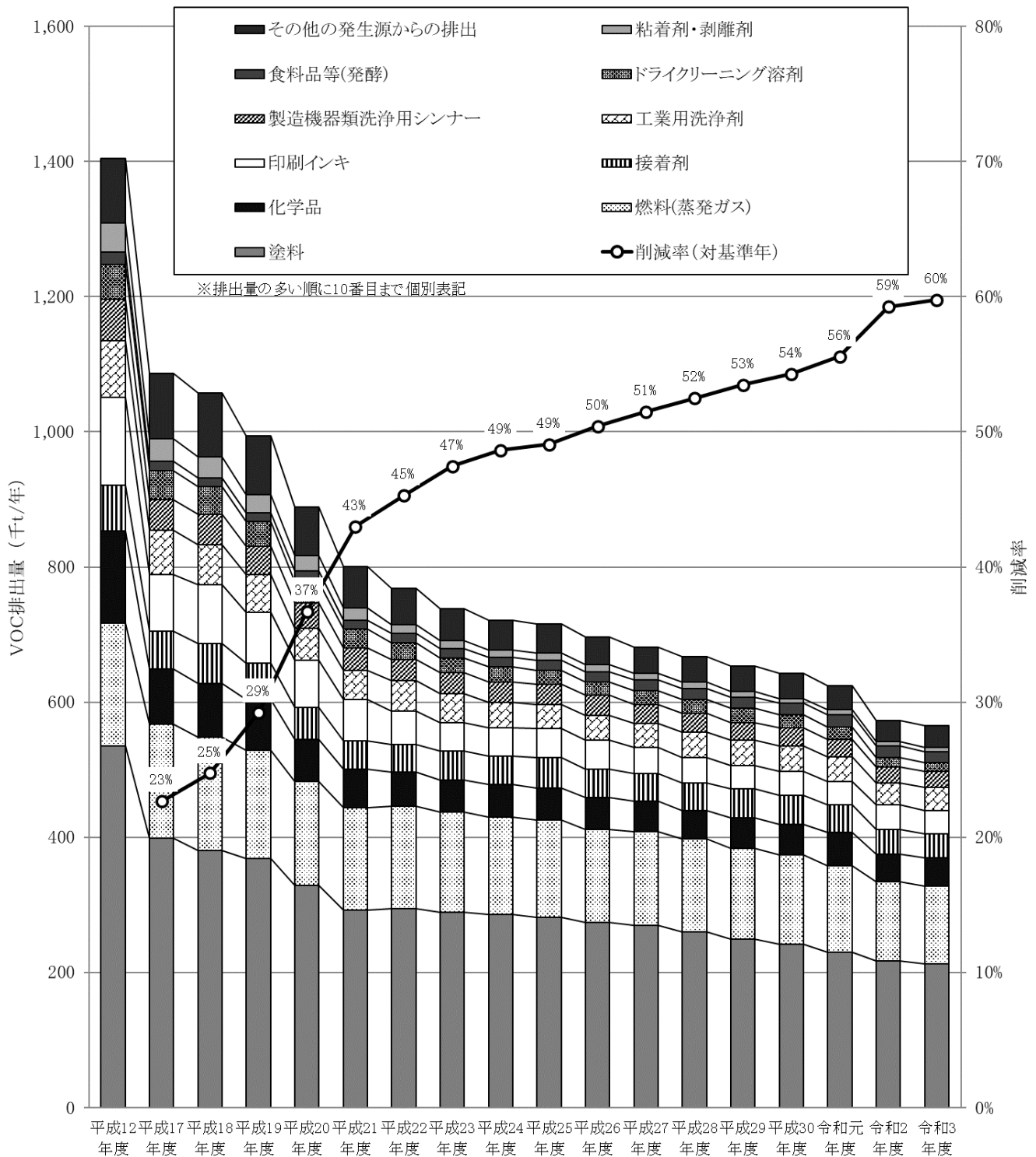


図6 発生源品目別 VOC 排出量の推計結果

(5) 水銀対策

水銀による地球規模の環境汚染と健康被害を防止するため、「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、平成29年8月16日に発効しました。この条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月に大防法が改正され、

平成30年4月1日に施行されています。この改正により、規制の対象となる水銀排出施設（石炭火力発電所、産業用石炭ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却施設、セメントクリンカー製造施設）の設置者には施設の届出、排出基準の遵守、排出ガス中の水銀濃度の測定・記録・保存の義務

が課されており、これらに違反した場合の罰則が規定されています。

また、水銀排出施設以外で水銀等の排出量が相当程度多い施設である要排出抑制施設（鉄鋼製造施設）の設置者には自ら遵守すべき自主管理基準の設定、水銀濃度の測定・記録・保存、排出抑制措置の実施や、当該措置の実施状況とその評価の公表が義務付けられています。

令和3年度末現在、水銀排出施設の届出施設数は4,505施設です⁵（表1）。

（6）有害大気汚染物質対策

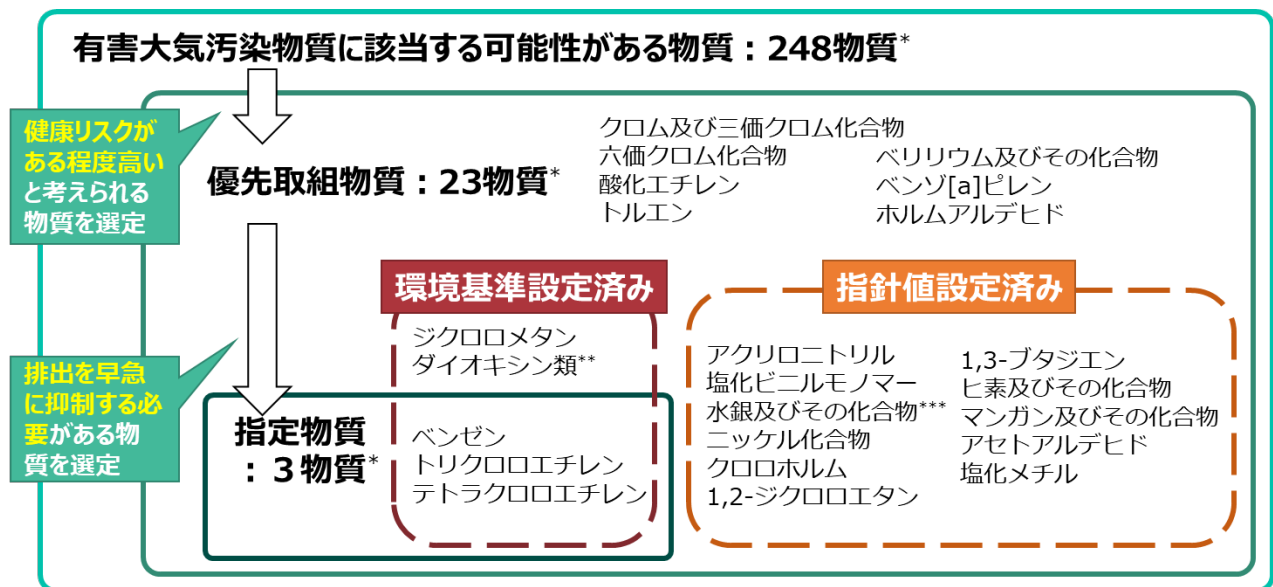
「有害大気汚染物質」は、大防法において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されており、事業者の責務として排出状況の把握や排出抑制の措置が、国や地方公共団体の施策として汚染状況の把握等が、それぞれ規定されています。

有害大気汚染物質については、中央環境審議会の答申⁷により、「有害大気汚染物質に該当する可

能性がある物質」として現在248物質が、そのうち健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」として23物質がそれぞれ選定されています（図7）。

優先取組物質については、科学的知見に基づき、環境目標値である環境基準や指針値を順次、設定しています。指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性が制約される物質について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値のことを言います。環境省では現在、優先取組物質23物質のうち、ベンゼン等の5物質について環境基準を、アクリロニトリル等の11物質について指針値を設定しており、残る7物質についても環境目標値の設定に向けて科学的知見の収集や検討を行っているところです。

また、優先取組物質のうち排出又は飛散を早急に抑制する必要がある物質として3物質を「指定物質」として定めています（図7）。指定物質については物質の種類及び排出施設の種類ごとに排



* 物質数は令和4年度末時点
** ダイオキシン類対策特別措置法に基づき排出抑制対策を実施している
***平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約を踏まえ、現在は規制措置がなされている。

図7 有害大気汚染物質

⁷ 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）（中央環境審議会）

<https://www.env.go.jp/press/13040.html>

出又は飛散の抑制に関する基準として「指定物質抑制基準」を定めており、都道府県知事はその基準を勘案し、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質の排出又は飛散の抑制について勧告することができます。

4. 移動発生源対策

大防法に基づく移動発生源対策として、自動車一台ごとの排出ガス規制を行っています。一方、移動発生源については大防法以外の法令においても対策を行っており、例えば船舶・航空機についてはそれぞれ国際機関の示す基準を踏まえた国内法にて排出規制等を行っています。その他、建設機械については特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく排出規制を行っています。また、併せて「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。）」に基づく自動車からのNO_x及び粒子状物質（PM）の排出量の削減に向けた施策を進めてきました。

自動車NO_x・PM法は、全国の自動車等を規制する他法令と異なり、自動車交通が集中する大都市地域の大气汚染状況に対応することを目的としており、8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）に限って規制を行っています。具体的には、8都府県に指定される対策地域内において、同法に基づく排出ガス基準を満たしていない車両の登録を規制する「車種規制」の実施のほか、事業者に対する、電動車等への代替やエコドライブの推進等に関する「自動車使用管理計画」の都道府県知事への報告義務を課す等しています。

また、規制的措置ではありませんが、大気環境の改善に資する施策として、電動車等の普及が挙げられます。令和3年6月に策定された2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略⁸においては、乗用車について2035年（令和17年）までに新車販売における電動車の割合を100%とする等の政府目標が設定されています。そこで、電動車の普及を促す施策として、車両導入に対する各種補助、自動車税・軽自動車税の軽減措置及び自動車重量税の免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を行っています。

5. おわりに

冒頭に述べたとおり、国、地方公共団体、事業者におけるこれら取組の結果、冒頭に述べたとおり、大気環境の状況は大きく改善しています。しかし、光化学オキシダントの問題が残っているほかにも、大気環境行政を取り巻く状況は日々変化しており、脱炭素化の推進、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等といった様々な社会情勢の変化を考慮しながら施策を講じていく必要があります。

環境問題は一朝一夕に解決できるようなものではありません。環境省としては今後も様々な課題に対して、全力で取り組んでいく所存ですので、引き続き、地方公共団体等関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

⁸ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（内閣官房等）

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/pdf/green_honbun.pdf

コラム「野焼きについて」

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

1. 野焼きに関する法規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第16条の2において、廃棄物の焼却は原則禁止されており、この規定に違反して廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらの併科が適用されます。焼却禁止の例外とされるのは、同条第1号から第3号に該当する場合のみとなっています。

また、同条第3号では「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」と規定されており、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第14条において定められています。このうち、農業等に関する焼却禁止の例外規定は同条第4号により、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」とされているところであり、野焼きについてはこれに該当する場合以外は実施することができません。

2. 焼却禁止に関する通知

次に、焼却禁止に関する通知の中から、野焼きに関する公害苦情を処理する上で押さえておいていただきたい点についてご紹介します。第1に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成12年9月28日付け衛環78号通知）において、

○焼却禁止の規定は悪質な廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対する、取締りの実効を上げるためのものであり、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である

○生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却は、農業等を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却に当たらないとされていることです。

また、第2に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について」（令和3年11月30日付け環循適発第2111305号通知）において、

○焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、当該焼却行為により、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合等においては、処理基準に適合しない焼却行為として、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である

○個別の事案における罰則の適用において、当該例外規定における「やむを得ない」といえるか否かの解釈に当たっては、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却に該当するか否かという点を勘案し、法の目的に照らして合理的と認められるかにより判断されるべきものであり、生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は、これに含まれるものではないとされていることです。

3. おわりに

野焼きについて指導をされる際には、今一度上記2つの通知の内容も参照の上、生活環境の保全を旨とし、地域の実情に即した指導を心がけていただきたいと思います。

■大気汚染に関する過去の記事の紹介

過去に取り上げた大気汚染に関する記事を紹介します。新たに担当される職員の皆様におかれましては、是非、ご覧ください。

- ・座談会「野焼きに関する諸問題と対応等」公害等調整委員会事務局（機関誌「ちょうせい」第106号（令和3年8月））

https://www.soumu.go.jp/main_content/000764255.pdf

- ・特集「大気汚染の現状と対策」環境省水・大気環境局大気環境課長 瀧口博明（機関誌「ちょうせい」第85号（平成28年5月））

https://www.soumu.go.jp/main_content/000417381.pdf

公害等調整委員会関係法令に係る 情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律施行規則の制定等について

公害等調整委員会事務局

公害紛争処理手続における書面等のオンライン提出を可能とする等を内容とする公害等調整委員会規則（以下「公調委規則」という。）の新規制定及び改正を行うため、公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和5年公害等調整委員会規則第1号。以下「公調委主務省令」という。）及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年公害等調整委員会規則第3号。以下「令和5年改正規則」という。）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました。

今回の公調委規則の制定等により、公害紛争処理手続において電子メールを用いて公害等調整委員会に提出することができる書面の範囲が拡大しました。また、都道府県における公害紛争処理手続についても、各都道府県の判断で定めを置くことにより書面等のオンライン提出を可能とする等できるようになりました。

1 公調委規則の制定等の前の制度の概要

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号。以下「公害規則」という。）においては、平成28年1月から、裁定委員会が認めた場合には一定の書面について電子メールを利用して提出できるとされていました。



2 公調委規則の制定等

(1) 概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現する」こととされたことを踏まえ、公害等調整委員会が所管する手続において書面の送付を定めているもの等について、電子メールを用いて送付することができる範囲の拡大等をするため、公調委主務省令の制定（後述（2））及び令和5年改正規則の制定（後述（3））を行いました。

また、公調委主務省令及び令和5年改正規則による改正後の公害規則（以下「新公害規則」という。）に基づき並びに公害等調整委員会に

おける手続のデジタル化全般について規定するため、委員会議決定（後述3）を行いました。

（2）公調委主務省令の制定

公調委主務省令は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）に基づくものです。

まず、デジタル手続法は、個別法令において書面等により行うこと等の方法が規定されている申請等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことを可能とする（デジタル手続法第6条）等、個別法令の規定を改正せずに行政手続のオンライン実施を可能とすることを定めています。デジタル手続法を実施するためには、個別法令を所管する府省庁等において「主務省令」（同法第18条）を制定する必要があるため、公害等調整委員会においても公調委規則で主務省令を定めました。

公調委主務省令では、手続を実施する行政機関において、

- ・電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う際の詳細（公調委主務省令第4条第1項）
- ・処分通知等（行政機関等が行う通知）を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の届出の内容（同令第9条第2号）
- ・本人確認の方法（同令第4条第2項ただし書、第13条第1項）

を定めるべき旨などを規定しています。

（3）令和5年改正規則の制定

証拠となる文書等の写しの提出（公害規則第45条の2）は、デジタル手続法の「申請等」には当たらないことから、公害規則において別途、裁定委員会が認めた場合には電子情報処理組織

を使用する方法による提出をすることができる旨を定めました（新公害規則第45条の3）。

また、当事者の相手方に対する直接の送付であるためデジタル手続法によるオンライン実施の対象にならない直送（公害規則第38条の4第1項）について、電子情報処理組織を使用する方法によってすることを可能とする改正を行った（新公害規則第38条の4第5項）ほか、電子メールを使用した書面の提出について定めた規定（令和5年改正規則による改正前の公害規則第24条の3）は、電子メールを使用する根拠が公調委主務省令に移り不要となったため削りました。

3 公害等調整委員会決定の概要

公調委主務省令において行政機関等が定めることとされている事項を規定するとともに、法令の規定においてその方法が定められていない手続における書面等の電子情報処理組織を用いた提出についてもデジタル手続法によるものと共通の方法を定めるため、「公害等調整委員会の手続における書面等のオンライン提出に関する事務処理要領」（令和5年3月公害等調整委員会議決定。以下「オンライン事務処理要領」という。）を定めました。また、手続を利用する当事者の便利に資するため、書面等のオンライン提出に必要な作業について簡潔に記載した「公害等調整委員会の手続における書面等のオンライン提出の手引」（令和5年3月公害等調整委員会事務局）を作成しました。

オンライン事務処理要領においては、従前ファクシミリを用いて提出することができた書面等について電子メール等を用いた方法により提出をすることができるようにすること、本人確認の方法、意向確認の方法、電子メール等を用

いた方法により提出を行う場合の実施手順等を規定しています。

あわせて、デジタル手続法や令和5年改正規則に基づく上述の規律とは別に、ウェブ会議方式による手続の実施手順及び留意事項を定めるため、「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施に関する事務処理要領」（令和5年3月公害等調整委員会議決定）を定め、こちらについても同様に「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」（令和5年3月公害等調整委員会事務局）を作成しています。

4 留意事項

主務省令は手続に関する法令を所管する府省庁等において定めるものであること、デジタル手続法に基づく手続のオンライン実施の主体である「行政機関等」には「地方公共団体又はその機関」が含まれること（デジタル手続法第3条2号ハ）から、都道府県公害審査会等における公害紛争処理手続についても、公調委主務省令において行政機関等が定めることとされている事項を各都道府県の判断で定めることにより、オンライン実施をすることができるようになりました。定めの方法は、必ずしも条例や規則によることを要しません。

5 その他

公調委規則の制定等に関する資料は公害等調整委員会ホームページ中の「報道発表資料」>「公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案等についての意見募集の結果及び施行規則等の公布」に掲載しておりますので、以下の URL からご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/
menu_news/s-news/
01kougai01_20230331.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kougai01_20230331.html)



委員会議決定の資料は公害等調整委員会ホームページ中の「調停、裁定等の申請手続の御案内」>「書面等のオンライン提出・ウェブ会議方式の利用」に掲載しておりますので、以下の URL からご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/
kouchoi/application_guide.html
#heading04](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html#heading04)



公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、昨年度の主な広報活動や、今年度4年ぶりの開催となることも霞が関見学デーについてご紹介します。

1 令和5年3月29日に「公害の防止に関する知見の関係行政機関への提供」について報道発表しました。

公害等調整委員会は、所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する知見として、事業活動に起因して、工場・事業場の周辺地域においては建物の外壁等に黒色のカビによる汚染が生じる可能性があることについて関係行政機関に情報提供しましたので、お知らせします。

報道資料

令和5年3月29日
公害等調整委員会

公害の防止に関する知見の関係行政機関への提供

公害等調整委員会(以下「当委員会」といふ。)は、所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する知見として、事業活動に起因して、工場・事業場の周辺地域においては建物の外壁等に黒色のカビによる汚染が生じる可能性があることについて関係行政機関に情報提供しましたので、お知らせします。

1. 当委員会の所掌事務の遂行を通じて得られた知見

当委員会は、公害紛争の迅速・適正な解決を図ること等を主な任務とする機関であり、各都道府県に置かれていた都道府県公害審査会等と分掌し、公害紛争の当事者からの申請等に基づき、裁定、調停等の手続により紛争の迅速・適正な解決を図るほか、地方公共団体による公害苦情処理の状況に関する調査を行っています。このような活動を通じて当委員会は、次のような公害の防止に関する知見を得ました。

- ・加工食品等の製造過程において発酵等により発生するエタノールを、処理せずに大量・継続的に排出している工場・事業場では、住宅等に近接している場合には、エタノールを特異的に発酵とできるカビ種(オースレオパンシウム等)が当該工場・事業場及びその近傍の地域において増殖する可能性があること。
- ・上記カビ種は、たまたま人の健康に影響するといふ報告は見当たらないものの、近傍の地域でカビの増殖が進行した場合には、建物の外壁等に黒色汚染が生じ、財産被害を発生させる可能性があること。

2. 関係行政機関への知見の提供

当委員会は、上記のような知見からこのような公害となり得る事例がほかにも見られる可能性があるかと判断し、当委員会が得た知見をまとめた添付の資料を関係行政機関(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省及び国税庁)に提供しました。

【添付資料】

「エタノールの非意図的排出による周辺地域の外壁のカビ汚染について」

連絡先

公害等調整委員会事務局
(本件知見の提供について)
審査官室: 田中、角田、松川
電話: 03-3501-9951 (直通)

(公害紛争処理制度について)
担当: 野村、松井
電話: 03-3503-8591 (直通)

詳細は以下の URL からご覧いただけます。

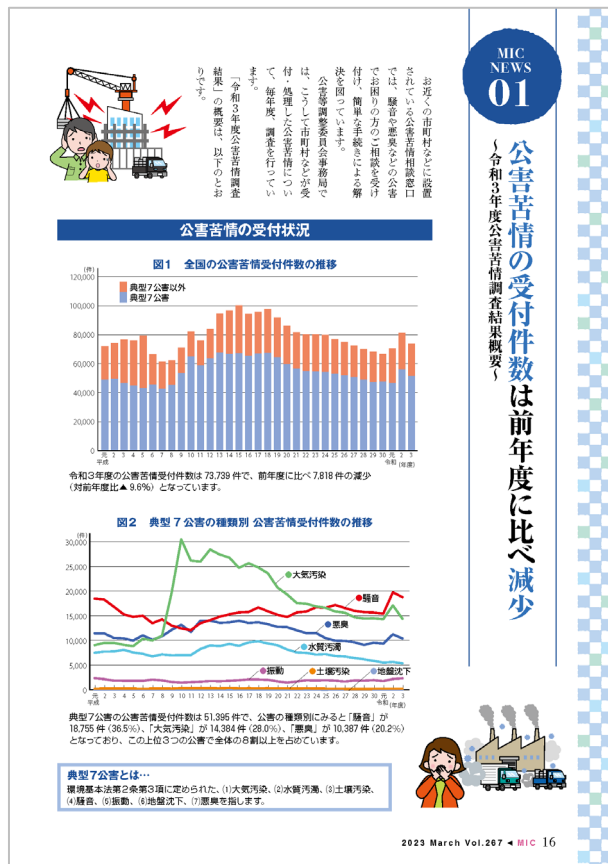
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kougai01_20230329.html



2 総務省が発行する広報誌への情報掲載について

公害でお困りのときは、市町村等の公害苦情相談窓口にご相談することができます。公害等調整委員会では、市町村等が受付・処理した公害苦情について、毎年度調査を実施しています。

広報誌「総務省」令和5年3月号に、令和3年度公害苦情調査結果の概要を掲載しました。ぜひご覧ください。



める内容を企画中です！

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

4 Twitter アカウントについて

公害等調整委員会の取組及び公害紛争処理制度に関する情報等を発信することを通じ、制度等に関する理解を深めていただくことを目的とし、令和4年4月に公害等調整委員会の公式 Twitter アカウントを開設してから1年が経ちました。

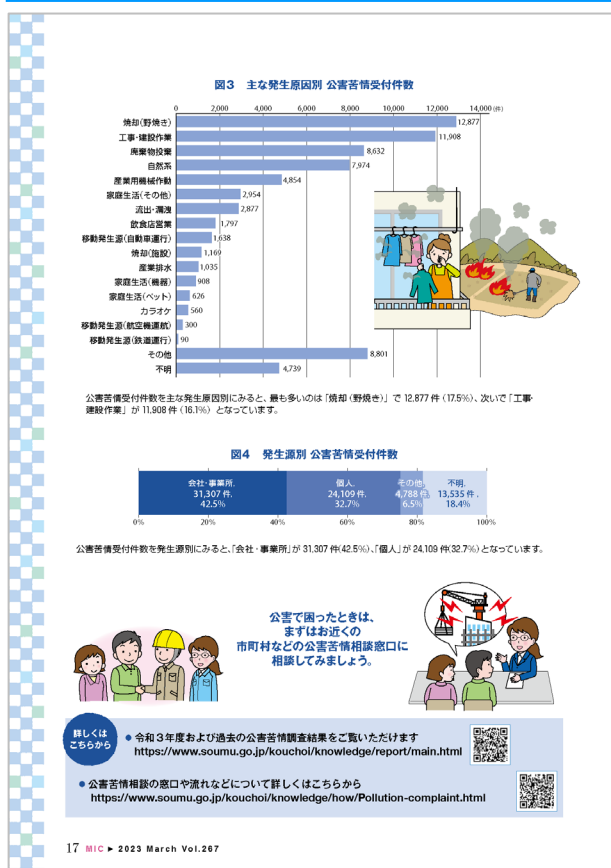
こちらのアカウントでは、公害紛争処理制度に関する情報のほか、報道資料に関する情報、こども霞が関見学デーに関する情報、また、当誌に関する情報等について発信しております。

ぜひ、フォロー、いいね、リツイートをよろしくお願いします。



公害等調整委員会公式
Twitter アカウント

https://twitter.com/MIC_kouchoi



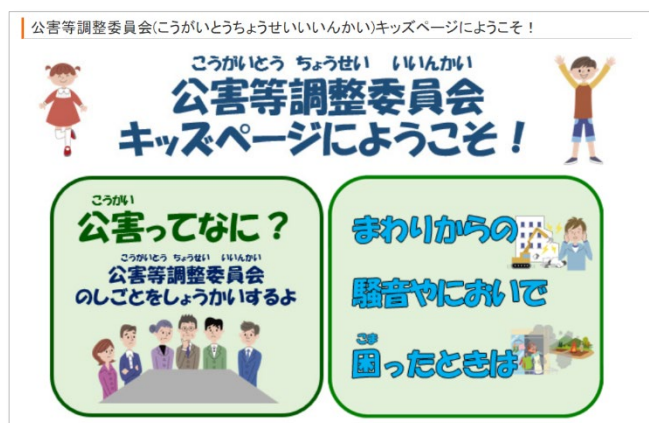
https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/2303.html



3 こども霞が関見学デーの実施について

公害等調整委員会では、令和5年8月2日(水)、3日(木)に「こども霞が関見学デー」のイベントを開催します。

詳細については、決まりしだい、公害等調整委員会の子供向け特設サイト「公害等調整委員会キッズページにようこそ!」や公式 Twitter アカウントにてお知らせいたします。



今年度は4年ぶりの実地開催となります。小学生・中学生はもちろん、就学前のお子さまも楽し

がんばってまーす

環境政策係、2年目を迎えて



宮城県栗原市市民生活部環境課環境政策係長

すずき けい
鈴木 敬

栗原市は平成17年4月1日、全国でも例の少ない10町村が合併して誕生しました。宮城県の内陸北部に位置し、県内最大の面積を誇る本市は、宮城・岩手・秋田の3県にまたがる秀峰栗駒山くりこまやまをはじめ、国内でも屈指の渡り鳥の飛来地である伊豆沼・内沼といった豊かな自然に加え、合併前の各地から引き継がれてきた数多くの伝統行事が今なお残るなど、歴史や文化にも恵まれた田園都市です。

また、市内には東北自動車道の2つのインターチェンジと、東北新幹線の「くりこま高原駅」があり、東北エリアのちょうど中心部（へそ）に位置していることもあり、各方面からのアクセスのしやすさも自慢の一つです。

一方で、平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東日本大震災などの大規模な自然災害と向き合い、復興と再生への経験を未来へ伝え、持続可能な地域づくりを目指していくために、栗駒山麓崩落地の地形や景観を防災教育・学術研究・観光振興など、多目的に活用し、本市全域が「栗駒山麓ジオパーク」として、日本ジオパークの一つに認定されています。



栗駒山

さて、本市環境課は、環境政策係・生活環境係・環境施設整備係の3係で構成し、課長・課長補佐を含め、8名体制で業務に取り組んでおり、不法投棄対応や公害対策などに関しては私が所属する環境政策係が担当しています。

そんな環境政策係に配属され2年目を迎えましたが、私自身、環境部門の担当が初めてで、更にこの4月からは、市内の高校を卒業した新規採用職員を迎え、フレッシュな2名体制で現場対応に当たっています。

公害対策の経験値がまだ浅い中で、市民・事業者の相互の信頼関係を構築するためには、「情報の公開」は有効なツールであると感じています。

本市のホームページでは、事業者・宮城県・本市の三者による公害防止に関する協定に基づき、窒素酸化物・ばいじん・有害物質の排出状況のほか、排出水の水質検査や騒音・振動・悪臭の状況に関する検査結果について、できるだけ丁寧に公表しています。

本市は、冒頭にも記述したとおり10町村の合併市ということもあり、旧町時代に締結された事業者との公害防止協定についても新市に継承されていますが、事業者における公害防止対策の取り組み状況を積極的に公開することで、事業所が所在する地元以外の馴染みの薄い市民の皆さんにとっても、自分たちの暮らしに直結する生活環境の保全について、理解と共有が図られていると実感しています。

ただし、まだ改善点も見受けられるため、今後、更に市民の皆さんの理解を深めてもらえるように工夫していきたいと考えています。また、「情報の公開」という点では、ホームページへの公開だけでなく、事業場施設の視察なども有益であると実感しています。

昨年度の事案の一つとして、地域内に発生する「不快臭」に関する苦情が寄せられた際、不快臭の発生源と思われる事業場に対して、県の指導機関に同行し施設内の状況について調査を行ったケースがありました。

この際の当該事業場に対する指摘事項や、今後の改善策に関する聞き取り状況等について、後日、苦情主にお伝えしましたが、不信感を払拭するまでには至らず、その後も継続案件として当該事業場を含めた苦情主とのやり取りを続けていく中で、地元自治会役員と事業場役員との意見交換の場が設定されることになり、その流れの中から、自治会役員の皆さんによる事業場施設内の視察に至りました。

この経緯に至るまで、私たち行政が調整役として入ったわけではなく、地元自治会側の要望に対して、事業場側が積極的に受け入れた両者の話し合いの中から、前進したものだと感じました。この視察において、不快臭の発生源とイメージしていた施設内を実際に見ながら、処理状況に関する説明を受ける中で、不快臭の発生を抑制しようとする事業場側の取組みに関する共通理解につながったように感じています。もちろん、この不快臭の問題が劇的に解消するものではありませんが、これを契機に生活環境の改善に向けた継続的な意見交換の場を今後も設定していく流れにつながったので、私たちとしてもこれからの推移を注視していきたいと思っています。

そして、最後に環境課2年目を迎え率直に今思うことを付け加えると、職場環境は最大のモチベーションの源だと思っています。

この数年の中で、脱炭素に向けた施策の展開や、自然環境との調和に向けた風力発電などの再生可能エネルギーの推進、家庭プラごみの分別回収の拡大など、環境課所管業務における課題が多岐に広がっている中で、不法投棄処理や公害苦情処理といった現場対応件数も増加傾向にあります。

そのような状況下において、この4月の人事異動により、環境課職員体制は1名減員の8名となりました。もちろん、環境課に限ったことではなく、他分野においても業務内容が増加傾向にある中で人員削減される厳しい現状にあります。そんな中でも業務に対するモチベーションを保ちながら、頑張れるのは、この環境課の雰囲気とチームワークの良さと実感しています。環境部門の経験値が全くゼロだった私にとって、突発的な公害対応や漏油事故に際しては、係の枠を超えて環境課全体でフォローしてくれたり、日頃の業務においても出口が見えない状況の際には共に悩んでくれたり、着地点に導いてくれたり、頼りになる先輩・同僚に囲まれています。だからこそこの1年も乗り切ることができたと思っています。

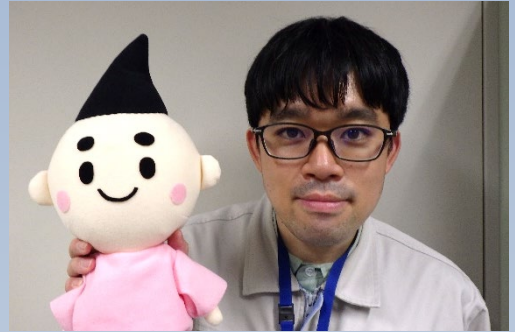
限られた予算・限られた人員の中で、今年度も山積する課題の解消に向けて、悪戦苦闘する日々を過ごすことになると思いますが、この環境課のチームの一員として、自分自身のパフォーマンスも磨きつつ、栗原の豊かな自然環境・生活環境を守るために日々精進していきたいと思っています。



伊豆沼・内沼はすまつり

がんばってまーす

公害苦情対応を通して思うこと



市オリジナル広報キャラクター「えぼし麻呂」と著者

神奈川県茅ヶ崎市環境部環境保全課副主査

かも たくや
加茂 琢弥

茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部、東京から西に約 50 km に位置し、人口は約 24 万人、面積は 35.76 km²、「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めています。市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候も四季を通じて温暖という環境から、明治から昭和初期にかけて湘南の別荘地、保養地といわれてきました。

本市は温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、のんびりとしている一方、个性的なお店やおしゃれなカフェも多く、活気があります。人と人、人とまちの距離感が「ちょうどいい」から、自分らしく過ごすことができます。



富士山とえぼし岩

本市の名所といえば、正面に「えぼし岩」、東に「江の島」、西に「富士山」を見る湘南の雰囲気満点の海水浴場である「サザンビーチちがさき海水浴場」です。7・8月の海水浴のシーズンにはたくさんの海水浴客でにぎわいます。是非夏は遊びに来てください。

ビーチの東の一角にあるサザンビーチモニュメント「茅ヶ崎サザンC」は、茅ヶ崎の頭文字のCを象ったビーチのシンボルで、別名「縁結びの輪」と呼ばれ、数多くの撮影が行われる人気スポットです。

本市で公害苦情相談対応業務を担当するのは環境部環境保全課です。業務内容は公害苦情相談のほかに浄化槽や美化活動、空き地の雑草など、生活環境に関する業務を行っています。その中でも公害苦情相談は年間で80件ほどあり、野焼きに関することから、工事の騒音、飲食店のカラオケ騒音など幅広い相談があります。私は市役所入庁7年目でそれまではメーカーでエンジニアをしていました。入庁後、ごみ関連の業務を4年間行ってから環境保全課に配属となり、今は3年目になります。モノづくりと異なり、公害苦情相談の仕事は、人と人との関係、騒音や振動、悪臭などなかなか解決の糸口が見いだせない問題にも直面し、悪戦苦闘しています。

まだ経験は浅いですが、心に残った事案を2つ紹介させていただきます。

1つ目は、市民の方から市内の河川でコイが多数死んでいるとの通報があったことから始まります。現場に行ってみると、約30匹の死亡魚が確認できました。pHを測ってみるとpH9.5以上でアルカリ性の物質が流出したことがわかりました。その後、死亡魚を確認しながら、モニタリングを行い、数日後にはpHが中

性に戻りましたが流出源はわからず、原因不明でした。私は魚が嫌いではなかったですが、毎日、白目になって流血している大きな死亡魚を手で回収しているうちに気分が悪くなり、しばらく魚が食べられなくなったのは今でも記憶に残っています。

2つ目は「工事現場からゴムを燃やしている臭いがするから、調べてほしい。」という相談でした。工事現場なのに野焼き？と思いました。現場に行ってみると、確かにそれらしい臭いがしました。現場責任者に工事内容を聞いてみると、アスファルト防水工事を行っているということでした。現地調査後、工事内容や工期を相談者に報告して納得していただき解決しました。私は業務を行うまで知識がありませんでしたが、工事現場ではよくある事例のようで、先入観に縛られてはいけないなと思いました。

続いて、最近の公害苦情相談について私が思うことをお話しします。

昔の公害苦情相談は、「工場から黒い煙が出ている」などのわかりやすいものが多かったようですが、近年の相談内容は工事の騒音などの短期的なものや、飲食店の悪臭のような解決の糸口が探しにくいものが多いように感じます。法律に則って対応し、法令基準を満たしているか否かで判断するのですが、実際に相談者は納得できず、長期的な対応になることも多いです。事業者が基準を満たしていれば、行政としてもそれ以上はお願いしかできません。うまく利害関係を一致して解決できるように粘り強く対応しようと思いますが、なかなかうまくいかないものです。そこで、私が苦情相談に対応する上で気を付けていることを2つ紹介したいと思います。

1つ目は、「中立の立場」で「冷静によく話を聞く」ことです。よく相談があった際に、「命の危険を感じる」とか「体の調子が悪くなった」などの話を聞いた際に、大ごとだと思わず、まずは現地を確認し状況を判断することが

重要です。相談者本人にとっては、非常に大変である場合も、話を傾聴し、状況を確認すると問題のニュアンスが異なることがあります。また、双方の主張を聞き、話の落としどころを探っていくと「作業の時間をずらす」などの解決の糸口が見つかることがあります。

2つ目は「いろいろな視点」から「現場をよく観察すること」です。前職ではエンジニアをしていましたから、工場でトラブルがあった場合は、「現場に行け」とか「現物をよく観察しろ」と先輩方から教わりました。公害苦情相談も現場にあるものや設備の位置をよく観察し、相談者側だけでなく事業者側からも状況を聞き、多角的な視点から捉えることで、問題の本質が明確になることがあります。

最後になりますが、苦情相談対応というのは必ず最適解があるものではありません。苦情相談の中にも、要望や提案など、市民の声の中から、問題点が見つかり、良いものへと改善していくきっかけとなるものもあります。例えば、「行政として啓発を強化し、わかりやすく情報発信してほしい。」と要望があった場合は、他市の取組等を調査し、そこからホームページにイラストを使いわかりやすく表現したり、新たにtwitterで情報発信してみるなどの工夫につながったこともあります。どのような相談でも真摯に受け止め、誠意を持って適切に対応していく必要があると思います。日々の業務の中で、時には厳しい言葉を受け落ち込むこともありますが、感謝の声を聞き、やりがいを感じることもあります。今後も公害に困っている方々を一人でも多く笑顔にするために、行政職員として可能な限り生活環境の保全に努め、安心・安全に暮らせるまちづくりに貢献できるよう精進したいと思います。

全国の皆様も、ともに頑張っていきましょう！！

公害等調整委員会の動き

(令和5年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
3月3日	令和4年(セ)第3号自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件
(公調委令和4年(セ)第10号事件)

令和4年12月22日受付

本件は、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、申請人らは精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和4年5月に緊急搬送され、脳虚血発作との診断を受け3週間入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐(おうと)、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院していることから、申請人らは、被申請人に対し、医療費、慰謝料等として、損害賠償金合計450万円を支払え、との裁定を求めるものです。

- 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和4年(ゲ)第13号事件)

令和4年12月23日受付

本件は、申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

- 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件
(公調委令和5年(ゲ)第1号事件)

令和5年1月25日受付

本件は、①申請人らが申請人ら宅から避難せざるを得なくなった被害、②申請人Aに生じた息苦しさ、頭痛、吐き気、胸痛、不眠などの健康被害、③申請人らの住環境の悪化等の被害、④申請人らの設置物等の汚染損傷と草木等の自然環境の破潰の被害は、被申請人らが必要な対策をせず換気扇等を使用し、発生した排気・悪臭を申請人ら宅に向けて放出したことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第1号事件)

令和5年2月14日受付

木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件は、被申請人らの店舗からのカラオケ騒音及び店舗外での客の騒擾等により、申請人Aは、店舗近隣の賃貸用建物の家主としてこれらの不法行為の仲裁に迫られ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けているとするとともに、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1,500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めた事件について、職権で調停に付し(平成27年(調)第3号事件)、平成27年5月29日、調停が成立した事件です。

令和5年2月14日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

終結事件の概要

○ 川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和3年(ゲ)第9号事件)

① 事件の概要

令和3年8月11日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、さいたま地方裁判所川越支部から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。原告らに生じた健康被害は、植物栽培販売会社(被告)が温

室に設置した室内機及び室外機の稼働音によって生じたものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音と原告らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和5年1月12日、原告らに生じた健康被害と被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音との間の因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

(公調委令和3年(調)第3号事件)

① 事件の概要

本件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があったものです。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i) 露天風呂からの人の声等、(ii) 露天風呂のテレビや滝の音、(iii) 北側室外機の音、(iv) 入浴施設のBGMや店内放送、(v) 排水・排気の音、(vi) 車のアイドリング音、(vii) 夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることが出来ない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

公害等調整委員会の動き

埼玉県知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議しましたが、協議が調わなかったため、同条第 5 項の規定により、令和 3 年 9 月 27 日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年 10 月 18 日に本件を受け付けました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、7 回の調停期日を開催するとともに、被申請人の運営する入浴施設からの騒音と、申請人らに生じた生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するため必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和 5 年 1 月 19 日の第 8 回調停期日において調停が成立し、本事件は終了しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 4 年 (ゲ) 第 12 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 12 月 9 日、山口県周南市の住民 1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた精神的健康被害(床につく恐怖等)、睡眠負債等の健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和 5 年 1 月 24 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用す

る第 42 条の 12 第 2 項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

○ 恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和 4 年 (セ) 第 6 号事件、令和 5 年 (調) 第 1 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 8 月 4 日、岐阜県恵那市の住民 1 人から、製造業会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が、イライラ感や不安感を感じ、日常的に仕事をしようとしても集中力が欠如する状態となり、著しい精神的・肉体的苦痛を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているのは、申請人宅の隣地で、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音(鉄骨をたたく音や鉄骨を落とす地響きを伴う音、金属切断音)によるものであるとして、被申請人に対し、慰謝料等として、損害賠償金 330 万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音と申請人に生じた著しい精神的・肉体的苦痛等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 5 年 1 月 18 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項により職権で調停に付し(公調委令和 5 年 (調) 第 1 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 1 月 27 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取

り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第4号事件・令和3年(ゲ)第6号事件・令和5年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和3年5月6日、北海道札幌市の住民1人から、申請人宅近傍の医療法人(診療所)を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音により、申請人は、肉体的・精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金100万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠、疲労感、気分の落ち込み、イライラ感等の健康被害は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年6月2日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する診療所に設置されたエアコン室外機からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施する

など、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回現地調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第10号事件)

① 事件の概要

令和4年12月22日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和4年5月に緊急搬送され、脳虚血発作との診断を受け3週間入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているため、被申請人に対し、医療費、慰謝料等として、損害賠償金合計450万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でないことと認められることから、令和5年2月7日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

公害等調整委員会の動き

○ 大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和3年(ゲ)第14号事件・令和3年(ゲ)第16号事件)

① 事件の概要

令和3年10月7日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。(公調委令和3年(ゲ)第14号事件)

その後、原告は異なるが被告を同一とする事件について、令和3年11月26日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。(公調委令和3年(ゲ)第16号事件)

嘱託事項は以下のとおりです。原告ら(大阪府住民5人)の所有する自動車について、鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたのは、被告石油会社が、被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

裁定委員会は、同年12月21日、これらを併合して手続を進めることとし、令和4年1月11日にこれを決定しました。

なお、令和3年(ゲ)第14号事件は、令和4年7月28日、大阪地方裁判所において同事件の嘱託元となる事件について訴えが取下げられたことにより、終了しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告石油会社が被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことと、原告らの所有する自動車に鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたこととの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専

門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和5年2月13日、被告石油会社が被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことと、原告らの所有する自動車に鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたこととの間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和2年(セ)第5号事件・令和2年(ゲ)第2号事件・令和5年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和2年5月21日、長崎県南島原市の住民1人から、製麺を営む会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人に生じた苛立ちや朝6時以降の睡眠ができないことは、隣接する製麺工場からの騒音・振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金150万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人の苛立ち等の健康被害は、被申請人が経営する製麺工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和2年6月19日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する製麺工場からの騒音と申請人に生じた苛立ち等の生活環境への被害との因果関係に関する専門的事項

を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年2月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回現地調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年2月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年3月27日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第5号事件・令和5年（調）第3号事件）

① 事件の概要

令和3年7月26日、宮城県亶理町の住民1人から、亶理町を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているため、被申請人に対し、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償金156万3616円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が開通させた町道からの騒音と申請人に生じた偏頭痛による健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

終結事件の概要

○ 沖縄県糸満市字米須^{こめす}（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

（公調委令和3年（フ）第1号事件）

① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から、沖縄県知事（処分庁）が行った沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める裁定の申請を令和3年8月6日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

処分庁は、申請人がした自然公園法第33条第1項に基づく沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内における掘採行為に係る届出を令和3年3月18日に受理し、同年5月14日、申請人に対し、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同法第33条第2項に基づき以下の①～④の措置の実施を命じました。

公害等調整委員会の動き

① 遺骨の有無について関係機関と連携して確認し、関係機関による遺骨の収集に支障が生じないように措置を講じること。

② 掘採区域の周辺、特に掘採区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景へ影響を与えないよう、必要に応じ、植栽等の措置を講じること。

③ ②を踏まえ、周辺植生と同様の植物群落に原状回復すること。

④ ①～③の各措置について、掘採開始前に県に報告し、協議すること。

これに対し、申請人は、本件処分は同法第33条第2項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認められるとき」に該当しないととして、同年8月6日付けで同処分（措置命令）の取消しを求めて裁定を申請しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期日を開催するなど、審理手続を進めましたが、令和5年1月6日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和5年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和5年(調)第1号事件	ヒートポンプ式給湯機からの低周波音等の騒音・振動 被害防止請求事件	R5.2.1
愛知県 令和5年(調)第1号事件	橋梁整備工事の振動被害補償請求事件	R5.2.6
奈良県 令和5年(調)第1号事件	ネギ加工工場悪臭等被害防止等請求事件	R5.2.27
山梨県 令和5年(調)第1号事件	集塵機からの騒音防止請求事件	R5.3.8
奈良県 令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音等被害防止請求事件	R5.3.9
兵庫県 令和5年(調)第1号事件	酒販卸作業に係る騒音防止対策等請求事件	R5.3.10
広島県 令和5年(調)第1号事件	駐車場トラックからの騒音防止請求事件	R5.3.10
熊本県 令和5年(調)第1号事件	幼稚園からの騒音被害防止請求事件	R5.3.16

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 令和4年(調) 第1号事件 [食肉加工工場からの振動被害防止請求事件]	北海道 住民1人	食肉製造 会社基地 管理会社	令和4年1月24日受付 (1)被申請人ミート工場からの低周波振動の感受があり、振動の防止をすること。 (2)就寝中、目が覚め低周波振動を感受し不眠になる事が無いようにすること。	令和5年3月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第3号事件 [住居設備等からの低周波騒音低減請求事件]	東京都 住民2人	都市再生 機構	令和3年3月12日受付 被申請人は、申請人による低周波騒音調査に協力して、被申請人の賃貸住宅の設備ないし住戸からの低周波騒音を低減すること。	令和5年3月27日 調停打ち切り 調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第8号事件 [清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じんのおそれ防止措置請求事件]	東京都 住民714人	一部事務 組合(清 掃事業)	令和3年9月16日受付 (1)被申請人は、A清掃工場の解体にあたり、全覆いの仮設テントをかけて行うこと。 (2)被申請人は、A清掃工場の解体にあたり、静的破碎工法を採用して行うこと。 (3)上記措置を採らない限り、被申請人は、解体工事を行わないこと。	令和5年3月13日 調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第9号事件 [鉄道走行による騒音・振動低減請求事件]	東京都 住民2人	鉄道会社	令和3年12月9日受付 (1)被申請人は、B駅から申請人宅までの区間及び申請人宅から南側200mの区間について、走行速度を時速80km以下とすること。 (2)被申請人は、防音壁の設置や消音バラストを撒くなどして騒音及び振動を低減すること。	令和5年1月19日 調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 令和4年(調)第 1号事件(令和	東京都 住民66人	一部事務 組合(清 掃事業)	令和4年2月10日受付	令和5年3月13日 調停打ち切り

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
3年(調)第8号事件への参加 [清掃工場解体工事に係る騒音・振動・粉じんのおそれ防止措置請求事件]			東京都令和3年(調)第8号事件に同じ。	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和元年(調) 第2号事件 [飲食店からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民5人	愛知県 住民3人	令和元年5月15日受付 被申請人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、カラオケを利用した場合、各店舗の防音措置が不十分であること、各店舗のカラオケが競合することによって、騒音被害が発生している。被申請人のカラオケを使用することによる規制基準を超える騒音が継続しており、市による注意によっても抜本的に改善しない。よって、被申請人は、防音措置を講じて、騒音を低減すること。	令和5年2月8日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和2年(調) 第2号事件 [飲食店からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民5人	愛知県 住民1人	令和2年12月15日受付 被申請人が所有する店舗兼住宅の賃借人は、それぞれ店にカラオケを設置しており、各店舗の防音が不十分であること、各店舗それぞれでカラオケを利用した場合、更に音が増幅することによって、騒音がうるさくて困っている。また、A市による注意によっても抜本的に改善しないため、賃借人を被申請人として、令和元年5月に公害調停を申請したところ。しかし、賃借人では防音対策が十分には実施されないことから、建物の所有者に対し、責任を持って防音対策を講じてもらうため本申請を行った。よって、被申請人は、所有する申請人らの自宅に隣接する土地に建てら	令和5年2月8日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			れた2階建ての店舗兼住宅の3軒長屋に防音措置を講じて、騒音を低減すること。	
京都府 令和2年(調) 第1号事件 [発電所からの悪臭・騒音被害防止請求事件]	京都府 住民107人	発電会社 市(代表者市長)	令和2年7月30日受付 (1)被申請人発電会社Aは、本件発電所からの臭気について、対策を講ずること。 (2)被申請人発電会社Aは、本件発電所からの夜間の騒音について、対策を講ずること。 (3)被申請人発電会社Aは、経済産業省ガイドラインに従った認証を取得した燃料以外の燃料を使用しないこと。 (4)被申請人B市は、本件発電所からの臭気・騒音について、条例を制定するなどの適切な措置を講ずること。 (5)被申請人B市は、本件発電所からの臭気・騒音について、継続的に測定を行うこと。 (6)被申請人らは、本件発電所からの低周波音及びばい煙について、継続的に測定を行い適切な対策を講ずること。 (7)被申請人発電会社Aは、損害賠償として相当額の金員を支払うこと。 (8)被申請人発電会社Aは、本件発電所を再稼働させた場合には、上記(1)(2)(6)記載の対策が講じられるまで、相当額の金員を支払うこと。	令和5年2月3日 一部調停成立 一部調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進め、調停委員会の提示した調停案を申請人及び被申請人発電会社Aが受諾した。一方、申請人と被申請人B市との間には合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和4年(調) 第4号事件 [飲食店悪臭被害事件]	大阪府 住民1人	飲食店運営会社	令和4年7月4日受付 被申請人の経営する店舗から発生する天ぷら油及び焼き魚の煙などの悪臭が申請人宅の敷地内に入らないよう、排煙装置(換気扇・ダクト)の改善及び悪臭が発生しないメニューへの変更をすることを求める。	令和5年2月6日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和4年(調) 第7号事件 [隣家からの石綿粉じん被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	大阪府 住民2人	令和4年9月20日受付 被申請人らは同人らの負担で被申請人ら建物の屋根を構成しているスレート波板からアスベスト粉じんが飛散することのないよう適切な措置を講じなければならない。	令和5年3月2日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
沖縄県 令和4年(調) 第1号事件 [自動車解体工場からの騒音等防止請求事件]	沖縄県 住民1人	自動車解体会社	令和4年6月10日受付 (1)防音壁、防臭設備を設置するなどして、騒音、悪臭の流出を低減すること、防音壁、防臭設備の設置は、専門業者に依頼し、効果のあるものを設置すること。 (2)住宅に隣接する場所に悪臭の原因となる物を保管しないこと。 (3)騒音、悪臭の原因となる作業を行う場合、工場の建物内での作業にとどめ、騒音、悪臭の流出を低減すること。 (4)営業時間を午前8時から午後6時までとし、以外の時間の作業、車両の運搬等を禁止すること。 (5)上記措置をとらない場合、工場を現在地から移転すること。	令和5年1月30日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和5年1月1日から令和5年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第113号 令和5年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel: 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3503-9959 (直通)
E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

FAX. 03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索

URL.

[https://www.soumu.go.jp/
kouchoi/](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/)



公式Twitter
@MIC_kouchoi

